

# 第6期滝上町総合計画 後期基本計画

【計画期間：令和6年度～令和10年度】

人と自然とがつながり 幸せを実感できるまち

～ 人いきいき 町わくわく 童話村たきのうえ ～



北海道滝上町

# 町民憲章

わたくしたちは、雄大な山なみにいだかれ、渚滑川の清流にそって発展する滝上の町民です。

わたくしたちは、自然のめぐみに感謝し、先人の心をうけつぎ、力をあわせてひとりひとりのしあわせと、より豊かなまちを築くため、この憲章を定めます。

- 一、郷土を愛し、美しいまちにします。
- 一、元気で働き、豊かなまちにします。
- 一、きまりを守り、明るいまちにします。
- 一、たがいに助けあい、あたたかなまちにします。
- 一、文化を高め、楽しいまちにします。

昭和 53 年 4 月制定

# 第6期 滝上町総合計画後期基本計画 目次

## I 序章

---

第1章 総合計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の構成	2
4 まちづくりの方向性	3
5 町を取り巻く状況	5

## II 後期基本計画

---

後期基本計画の体系	10
(1) 産業	12
第1節 農業	12
第2節 林業	16
第3節 観光	20
第4節 商工業・雇用	24
(2) 保健・医療・福祉	26
第1節 保健・医療	26
第2節 社会保障	29
第3節 福祉	31
第4節 子育て	34
(3) 生活基盤	38
第1節 住宅環境	38
第2節 道路交通網・河川	40
第3節 公園	43
第4節 上下水道	44
第5節 環境衛生	47

第6節 消防・防災	50
第7節 交通安全・防犯	55
第8節 情報基盤	57
第9節 土地利用	59
(4) 教育・文化	60
第1節 学校教育	60
第2節 社会教育	63
(5) 協働	66
第1節 まちづくり	66
第2節 地域間交流	69
第3節 行財政運営	71

### Ⅲ 付属資料

---

計画の策定経過	74
滝上町総合計画策定条例	76
滝上町総合計画審議会条例	77
第6期滝上町総合計画（後期基本計画）審議会委員名簿	79
諮問書	80
答申書	81

# I 序 章



## 序章 総合計画後期基本計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

本町は、「第5期滝上町総合計画」（平成21年度から平成30年度）において、まちの将来像を「いきいき町わくわく童話村たきのうえ～自立と協働のまちづくり～」と位置づけ、住民が夢と誇りを持ち、いきいきと暮らし、町外の人に関心を寄せる魅力的なまちづくりを目指し様々な施策に取り組んできました。

そうした中、平成23年度の地方自治法改正により、総合計画の策定義務規定が廃止され、総合計画の策定については、市区町村の判断に委ねられましたが、本町では総合的かつ計画的な行財政運営を図るために必要であるとの判断から、町の最上位計画としてまちづくりの指針及方向性を示すことを目的に、平成30年度に「第6期滝上町総合計画（平成31年度（令和元年度）から令和10年度までの10年計画）」を定め、目指すまちの将来像を「人と自然とがつながり幸せを実感できるまち～いきいき町わくわく童話村たきのうえ～」としてまちづくりを進めていくこととしました。

本町では人口減少や人材不足、公共サービスの維持、産業振興や生活基盤の整備等、多くの行政課題が山積している中、前期基本計画期間（令和元年度～令和5年度）には、新型コロナウイルスの世界的大流行などの大きな社会情勢の変化のもとにおいて、目指すまちの将来像に向けて各分野で様々な施策を推進し、まちづくりに取り組んできました。

「第6期滝上町総合計画後期基本計画」は、引き続きとどまることなく、今後5年間の中期的なまちづくりを進めるための指針として、今後も社会情勢の変化の中において、住民が幸せを実感しながら安全安心に暮らすことができる「未来に向けた強いまちづくり」を住民と行政が一体となって取り組むために策定するものです。

厳しい社会情勢及び財政状況の中、限られた財源で持続可能なまちづくりを推進するため、前期基本計画における取組みの評価や、町を取り巻く課題、時代や社会の潮流を捉えながら施策を推進します。

## 2 計画の性格

総合計画は、「滝上町総合計画策定条例」で定められている滝上町における最上位計画で、次のような性格を持った計画です。

### (1) まちづくりの指針

まちの将来像をはじめ、まちづくりの方向性を示すものです。

### (2) 行政運営の指針

総合的、計画的な行政を行うための施策を示すものです。

### (3) 住民と行政が協働で取り組む指針

住民や団体など多様な主体と行政が協働で行う、まちづくり活動について示すものです。

### (4) 国や北海道などの関係機関に向けた指針

計画の実現に向けた連携や町の役割を明確にし、対外的に示すものです。

## 3 計画の構成

第6期滝上町総合計画の構成と計画期間は次のとおりです。

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
基本構想	滝上町におけるまちの将来像を展開し、その実現のための基本的な方向を示します。構想期間は令和元年度～令和10年度（10年間）									
基本計画	基本構想に示した将来像の実現のため、分野毎に施策の方向性と重点的に実施する取組を示します。									
	前期基本計画 （令和元年度～令和5年度）					後期基本計画 （令和6年度～令和10年度）				
実施計画 （財政計画）	基本計画に定めた施策を推進するため、その手段として実施していく事業を位置づけるもので、毎年度見直しを行い、各年度の予算編成の基本となる。									
	前期実施計画 （令和元年度～令和5年度）					後期実施計画 （令和6年度～令和10年度）				



#### 4 まちづくりの方向性（基本構想の概要）

基本構想において、計画期間10年の将来像を定めており、後期基本計画においても、この将来像に向けた施策を展開していきます。

##### まちの将来像

人と自然とがつながり幸せを実感できるまち  
～ 人いきいき町わくわく童話村たきのうえ～

##### ★まちの将来像の実現に向けた5つの政策目標

###### 1. 産業～自然の恵みを活かす～

- ※農業の効率化と規模拡大の推進
- ※林業の活性化と地域内資源の有効活用
- ※経済効果に結び付く稼ぐ観光
- ※地域産品の付加価値の向上

###### 2. 保健・医療・福祉～地域と支える子育て・健康・福祉

- ※一人ひとりが主体的に取り組む健康推進
- ※地域全体で子育てを支えられる環境づくり
- ※高齢者や障がい者が地域で支え合える仕組みづくり

###### 3. 生活基盤～快適で安全安心な暮らし～

- ※インフラの整備や維持管理
- ※衛生的で利便性の高い住環境
- ※美しい景観づくりの推進
- ※災害に対応できる地域の体制づくり

###### 4. 教育・文化～地域が育む教育の充実～

- ※自ら学び、課題を解決できる力を養う
- ※安心して教育が受けられる教育支援と地域で連携した学習環境の整備
- ※生涯学習の機会充実と文化活動・スポーツ活動の充実

###### 5. 協働～住民が主役のまちづくり～

- ※童話村構想を意識した住民が主体的に取り組む協働のまちづくり
- ※人口減少対策と行政の効率化を図った持続可能なまちづくり

## ★重点施策

基本構想では、次の人口減少対策（担い手対策）を重点施策として位置付けています。

### 1. 「くらし」

医療・福祉体制の維持・強化、交通環境の充実、安全安心なまちづくりの推進により、転出人口を抑制し、定住人口の増加を図ります。

### 2. 「担い手」

既存の森林資源や希少価値のある農産物等を活かし、産業の担い手の確保育成を図り、2次産業、3次産業の発展向上と新規就業の増加など、雇用の創出を目指します。

多様な働き方ができる仕組み、分業体制の確立、地域おこし協力隊制度を活用した担い手確保、高齢者や外国人の雇用など、官民連携による取組みを推進します。

### 3. 「交流」

芝ざくら滝上公園をはじめとする滝上の観光資源を活かしながら、国内外からの観光客を誘客し、交流人口の拡大を図り、来訪をきっかけとした将来の移住・定住に結びつけることを目指します。

そのために住宅を確保し、町内での交流機会をつくり、地域コミュニティ等の再生を図り地域の魅力を高めます。

### 4. 「子育て」

質の高い教育環境の提供、子育て支援の充実と町内外への情報発信、さまざまな出会いの機会づくりにより、安心して結婚・出産・子育てが実現できる環境づくりを目指します。

## 5 町を取り巻く状況

---

### (1) 人口減少

日本は平成 20 年をピークに人口減少に転じ、人口減少社会を迎え、今後、急激な人口減少が予想されています。この人口減少においては少子高齢化がさらに急速に進むとともに、人口全体の数が減ることに伴って、地方の過疎地域ではすでに高齢者の減少がみられるようになっていきます。

本町においては、昭和 36 年の 14,214 人（住民基本台帳）をピークにその後一貫して人口が減少し、前期基本計画策定時の平成 30 年 10 月末現在には 2,609 人、令和 5 年 10 月末現在には 2,302 人（ともに住民基本台帳）となっており、前期基本計画期間中の 5 年間で 307 人が減少（減少率 11.8%、年平均で 61 人減少）しています。

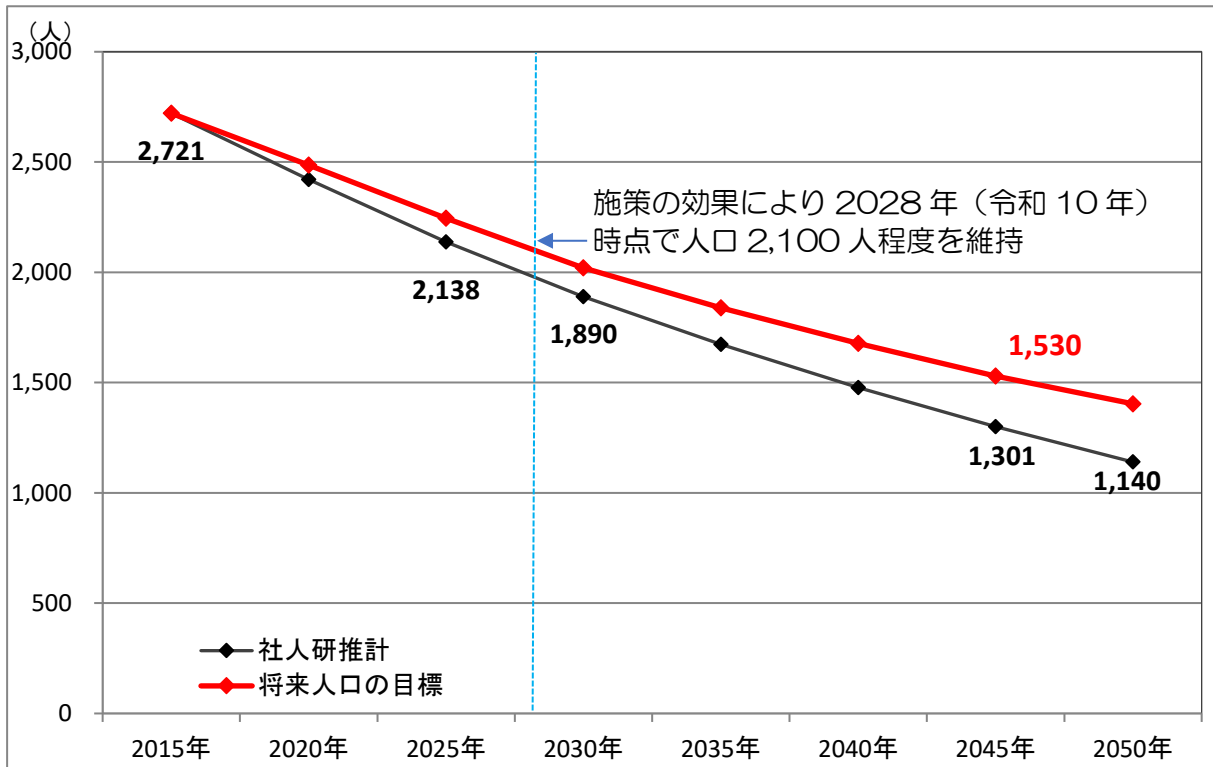
国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」では、今後も人口減少がつづき、2025 年（令和 7 年）には 2,138 人、2030 年（令和 12 年）には 1,890 人と 2,000 人を割り込み、2045 年（令和 27 年）には 1,301 人になると推計されています。また、2025 年（令和 7 年）からは、老年人口が減少する段階に入ると推計されています。

そうした中、国は、平成 26 年度に、「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、人口減少対策を市町村とともに実施することとし、本町においては、「滝上町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第 1 期：平成 27 年度～令和元年度、第 2 期：令和 2 年度～令和 6 年度）とともに「滝上町人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という。）を策定し、人口減少対策につながる施策を実施しています。

人口減少や高齢化の抑制には、出生率の上昇や社会移動の改善が効果的であることから、戦略的に施策を展開することで人口減少率を低減させ、人口ビジョンにおいて社人研の人口推計を上回る目標人口を掲げており、2045 年（令和 27 年）の目標人口を 1,530 人（社人研推計 1,301 人）としています。

第 6 期滝上町総合計画期間にあっては、人口ビジョンをもとに、計画期末の 2028 年（令和 10 年）時点の目標人口を 2,100 人程度とし、人口減少対策を講じながら持続可能なまちづくりを目指して施策を推進します。

## ◆滝上町の人口推計と目標人口



出典：(1) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」  
 (2) 滝上町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）人口ビジョン

### (2) 求められる持続可能な行財政運営

国の財政は、急激な高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加や地方交付税等の増加などにより歳出が伸び続けていることから税収で賄いきれず、その差を公債（借金）で賄っている状況が続いており、普通国債残高が1,000兆円に達する状況にあります。普通国債以外の長期債務として地方債があり、国と地方の長期債務残高は令和5年度末には1,280兆円規模に達する見込みであり、国、地方ともに厳しい財政状況にあります。

本町は、収入のおよそ半分を国から配分される地方交付税が占めており、地方交付税をはじめとした依存財源の依存率が高くなっています。地方交付税は、地方公共団体の財源の偏在を調整する目的で交付される財源で、一定のルールの下で算定され交付されますが、国の厳しい財政状況や今後の人口減少などを考慮すると、今後も安定的に現在と同規模の地方交付税が措置されることは期待できない状況です。

今後、高齢化による医療や介護などの社会保障費の増加や、公共施設の修繕及び更新の大規模な財政支出を伴う事業による財政圧迫が見込まれる中、住民の生活を守り、

地域の産業及び経済活動の推進等、地域振興に取り組む必要があることから、引き続き厳しい財政運営が求められる状況にあります。

限られた財源を効率的に活用していくためには、「行財政改革実施計画」や「公共施設等総合管理計画」等を念頭に置き、長期的視点による公共施設の再編、補助金等制度の見直しや業務改革など、創意工夫による効率的な財政運営が必要です。

住民が今後も継続して安心して暮らしていけるよう、持続可能な財政運営を行っていかねばなりません。

### **(3) 社会の潮流**

時代の流れや世界的な共通課題の変化により、国内外において刻々と世の中の潮流が変化しています。近年では、国土強靱化（防災・減災）、地球温暖化防止・脱炭素の推進、DX（デジタル・トランスフォーメーション）による行政サービス向上及び業務効率化、持続可能な開発目標（SDGs）の推進など、地方自治体における責務としての取組みが求められており、これらの取組みを地域振興の機会として捉えることが肝要となっています。

#### **① 国土強靱化（防災・減災）**

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、本町においても、東日本大震災や平成 28 年豪雨災害、胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「滝上町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組みを強化してきました。

そうした中、大規模災害時に住民の生命・財産を守り、町の持続的な成長及び社会的機能を維持するための強靱化を図るため、令和3年3月に「滝上町国土強靱化計画」を策定し、これまでの取組みを更に加速して国土強靱化（防災・減災）に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

## ② 地球温暖化防止・脱炭素の推進

令和 2 年 10 月、国は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

これを受けて、本町は令和 4 年 6 月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、今後、太陽光や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーによる取組みを推進していくこととしています。

## ③ 自治体 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

令和 2 年 12 月、国において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

このビジョンの実現のため、住民に身近な行政を担う地方自治体の役割は重要であり、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められています。

本町においても、国の財政支援を活用しながら、デジタル技術を活用した住民生活の利便性向上や行政業務の効率化に取り組んでいくこととしています。

## ④ ライフスタイルや働き方の多様化

新型コロナウイルスの大流行を契機として、従来の常識には無かった生活様式や働き方などが生まれ、定着しつつあります。特に、情報通信技術を活用した働き方（テレワーク）やコミュニケーション手段が浸透し、時間や距離などの物理的制限をクリアし、効率性と利便性の向上が図られるようになっていきます。

コロナ禍を経て、テレワークのほか、インターネットを活用した買い物や各種手続きなど、働き方、暮らし方が多様化しており、こうした現在の多様なニーズに対応できるまちづくりが求められています。

## ⑤ 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

平成 27 年（2015 年）の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals : SDGs）が加盟国の全会一致で採択され、2030 年までに持続可能でより良い世界を目指すための国際目標として、17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットが定められました。

SDGs の推進は世界的な共通目標となっているため、その目標の達成に向けた取組みの推進は全人類の責務となっており、本町も地方自治体の責務として各種施策を SDGs の目標達成に資するため、総合計画と関連付けて一体的な推進を図ります。







# Ⅱ 後期基本計画

【令和6年度～令和10年度】



## 後期基本計画の施策体系

### 1 産業

施策分野	推進施策	
1 農業	1	生産基盤強化
	2	経営基盤強化
	3	技術基盤強化
	4	生産の安定化
	5	地域作物の推進
	6	経営支援システムの整備
	7	担い手の育成・確保
	8	安全安心な食の推進
	9	農用地の利用集積の促進
	10	環境との調和
2 林業	1	林業の活性化
	2	林業担い手の確保
	3	森林資源活用
	4	鳥獣害防止
3 観光	1	観光資源の整備充実
	2	観光資源の認知度向上
	3	稼ぐ観光の体制づくり
4 商工業・雇用	1	経営基盤の強化
	2	商店街の活性化
	3	地場産業の開発支援と新産業の創造
	4	地域の産業を支える人材確保と雇用環境の充実

### 2 保健・医療・福祉

施策分野	推進施策	
1 保健・医療	1	疾病予防
	2	健康増進
	3	感染症対策
	4	国保診療所
	5	二次医療の確保
	6	救急医療
2 社会保障	1	国民健康保険・後期高齢者医療制度
	2	介護保険
	3	医療給付事業
3 福祉	1	地域福祉の体制強化
	2	福祉人材確保
	3	高齢者在宅福祉
	4	高齢者生きがい対策
	5	高齢者・障がい者施設サービス
	6	障がい者自立支援
	7	障がい福祉サービス
4 子育て	1	妊娠出産の支援
	2	発育発達
	3	保育サービス（こども園）
	4	子育て支援
	5	児童虐待
	6	子育て相談支援体制の強化

### 3生活基盤

施策分野	推進施策	
1 住宅環境	1	公営住宅
	2	持ち家対策
	3	景観保全
2 道路交通網・河川	1	道路
	2	河川
	3	公共交通
3 公園	1	河川公園・児童公園
4 上下水道	1	上下水道
5 環境衛生	1	ごみ・廃棄物
	2	し尿処理
	3	合併浄化槽
	4	公害防止
	5	霊園・火葬場
6 消防・防災	1	消防・救急
	2	防災・減災
7 交通安全・防犯	1	交通安全
	2	防犯
	3	消費者保護
8 情報基盤	1	情報通信基盤
	2	テレビ難視聴対策
	3	携帯電話
9 土地利用	1	土地利用

### 4教育・文化

施策分野	推進施策	
1 学校教育	1	教育内容の充実
	2	教育環境の充実
	3	特別支援教育の充実
	4	子どもの安全安心
	5	高校教育支援及び高等教育支援
	6	学校と保護者、地域住民が一体となった学校づくり
2 社会教育	1	生涯教育
	2	芸術・文化・スポーツの振興

### 5協働

施策分野	推進施策	
1 まちづくり	1	まちづくり
	2	自治活動
2 地域間交流・移住定住	1	地域間交流
	2	移住定住
3 行財政運営	1	情報共有
	2	行政効率化
	3	財政健全化
	4	広域連携

# 第1章 産業 『自然の恵みを活かす』

## 第1節 農業

### SDGs 関連目標



### 現状と課題

本町の農業は、良質な農畜産物の安定的な生産・供給をはじめ、環境保全や美しい農村景観の形成とともに、地元食品加工業などとも結びつき、本町の基幹産業として重要な役割を果たしています。

国際的には、世界的な食料需要の増加や国際情勢の不安定化等に伴う食料安全保障上のリスクの高まりにより、食料の多くを海外に依存している我が国は、将来にわたって食料を安定的に供給していくためのターニングポイントを迎えています。さらには、飼料、肥料、燃油等の農業生産資材の国際価格の高騰や、輸入食料の価格高騰による国内での食料品価格の高騰等が、円安の進行もあいまって、農業経営や国民生活に大きな影響を及ぼしています。

本町の農家戸数は、酪農・畑作経営を中心に57戸で24億円前後の生産額をあげていますが、農家戸数の減少は著しく、平成22年の87戸と比較し、この10年間で30戸の減少となっており、農業従事者の高齢化や担い手不足などから、生産体制の維持が課題となっているため、担い手の育成と確保を積極的に推進し、意欲のある農業の担い手が安心して経営ができる環境づくりを進めていくことが重要となります。

農業の持続的な発展と経営の安定化を図るためには、老朽化した農業水利施設の更新及び適切な維持管理を行うなど、生産性向上に不可欠な生産基盤整備を基本として、有利な制度資金の活用や効率的な農地の利用・集積に加え、地域の特性を活かしたスマート農業※の活用など時代に合った農業生産体制を確立することが必要です。

畜産部門は本町農業の基幹作目ではありますが、離農などによる飼養戸数の減少や資材費等の生産コストの上昇にともない、適切な経営管理が課題となってくるため、コントラクター組織の活用を図るとともに、法人化や規模拡大に関わらず、経営形態、経営規模に応じた経営の効率化を進めることで生産性を高めることが必要です。

畑作・野菜などの耕種部門は、気候条件から栽培作物が制約されており、農業者の高齢化や労働力不足が進むにしたがって、畑作の輪作体系が更に崩れ、連作障害等による収益性の低下が心配されることから、耕畜連携※などによる土づくりの増進を図るとともに、輪作体系の確立、栽培技術の向上や地域ブランドの確立などにより生産性を高め、作付面積を維持・確保していく必要があります。

また、地域農業の持続的な発展のため、環境保全効果の高い営農活動の普及を進める必要があります。

## 将来像

---

1. 農業生産を支える農業基盤が適切に維持されている。
2. 農村の生活基盤を支える水利施設が適切に維持管理されている。
3. 農業を支える担い手、雇用就農者、コントラクター体制、ヘルパーなどが確保されている。
4. ロボット技術やICTの活用など時代に応じた生産体制が確立されている。
5. 栽培や飼養技術の向上、地域ブランドの確立が図られている。
6. 担い手による農地の効率的な利用集積が図られている。
7. 環境保全効果の高い営農活動が進められている。

### ※スマート農業

ロボット、AI※、IoT※など先端技術を活用する農業のこと。

### ※AI (Artificial Intelligence)

人間の知能や行動をコンピューターや機械に模倣させる技術や研究分野のこと。

### ※IoT

従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ（住宅・建物、車、駆動装置など）がネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換する仕組みのこと。（Internet of Things の略）

## ※耕畜連携

小麦や野菜などを生産する耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に小麦収穫後の麦稈を畜産農家の敷料として供給するなど連携を図る。

## 主な施策

推進施策	施策内容
1 生産基盤強化	(1) 計画的な生産基盤整備を進め、規模拡大や老朽化した設備等への整備を推進します。
	(2) 輪作体系の確立や堆肥などを活用した土づくりを推進し、生産基盤の充実を図ります。
	(3) 農村の生活基盤を支える農業水利施設の更新及び適切な維持管理を行うことで、持続可能な農業経営を支援し、農業の安定化、高収益性を高めていきます。
2 経営基盤強化	(1) 農業経営の維持・拡大を図るための資金については、国の制度資金を積極的に活用しつつ、関係機関・団体とも連携を図りながら経営支援を推進します。
	(2) 経営の共同化や法人化などに関わらず、地域や経営規模に応じた経営体質強化に向けた取組みを支援します。
3 技術基盤強化	(1) 地域の特性に即した、労働力不足を補うための農業の自動化（搾乳ロボット、GPSトラクター等）を推進することで、農業技術の積極的な活用を支援します。
	(2) 関係機関・団体と連携し、農業研修などの充実に取り組み、農業技術力の向上を支援します。
4 生産の安定化	(1) 生産拡大を目的として設置された施設等の適切な維持管理を進めます。
5 地域作物の推進	(1) 南瓜、スイートコーンの作付を支援し、輪作体系の確立を推進するとともに、地元食品加工業の活性化と地域特産物の推進を図ります。

推進施策	施策内容
5 地域作物の推進	(2) ハッカ・七面鳥など滝上町ならではの農畜産物の振興を図り、加工特産品などへの活用を推進します。
6 経営支援システムの整備	(1) コントラクターの活用、飼養管理部門や酪農ヘルパー制度の充実強化、外国人材の活用など、労働補完による分業化の体制づくりを支援します。
7 担い手の育成・確保	(1) 関係機関・団体と連携し、就農研修事業や新規就農者・後継者育成などの取組みを支援し、就労環境の向上を図ります。
	(2) 農業系学校との連携による研修生の募集や農業子弟への経営継承の取組みを支援します。
8 安全安心な食の推進	(1) 町が主体となって関係機関・団体と連携し、幅広く食育・地産地消を推進するための組織づくりを行います。
	(2) 食育と地産地消の普及啓もうに向けた体験会やセミナーなどを開催します。
9 農用地の利用集積の促進	(1) 農業経営基盤強化促進法等の改正に基づき、地域での話し合いにより目指すべき将来の地域農業や農地利用の姿を明確化する地域計画（旧：人・農地プラン）を策定し、地域内外からの農地の受け手を幅広く確保しながら、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化等を進めることで荒廃農地の発生を防ぐとともに、活力ある農村づくりを進めます。
10 環境との調和	(1) 農業の持つ循環機能を活かした環境保全型農業を推進します。





## 現状と課題

本町の基幹産業である林業・林産業は、戦後植えられた人工林が主伐期を迎え、本格的な利用期迎えています。令和3年から始まったウッドショックに起因する原木不足や、価格高騰のピークは過ぎましたが、原木価格は高止まりの傾向にあります。一方、原油価格をはじめとし、諸物価が高騰するなか、林業・林産業を取り巻く経営環境は厳しい状況となっております。そのような状況の中でも、森林の多面的機能を発揮し、持続可能な森林経営を行っていくために、森林所有者への支援を推進することが必要となっております。また、今後、増産傾向にある木材の加工処理を地域内で行うためには、製材工場等の規模拡大と、伐採後の植林体制の整備も重要な課題となっております。

林業事業者が事業拡大の意欲があっても、伐採や伐採後の植林、保育を行うための担い手が不足しています。そのような状況の中、本町では、北海道が地域に根差した人材の育成を目的とし2020年に開校した「北海道立北の森づくり専門学院」への地域見学実習をはじめとした受入れの協力を行うことにより、2年間で3名の卒業生を町内事業体に迎え入れることとなりました。

主伐及び間伐時における素材生産の低コスト化と植林作業時の労働力を軽減するためには、高性能林業機械の導入、また育林事業においても生産効率の高いコンテナ苗等が有効であり、これらを推進していく必要があります。

民有林においては、森林所有者の高齢化による世代交代や不在村所有者の増加により、所有者の森林整備の意欲が低下しており、森林組合など関係機関、団体と連携し、森林施業の集約化による森林整備を進める必要があります。それでもなお放置等される森林については、地域内での資源の循環利用を進めていくうえでも、公有林化の取組みが必要です。また町内の森林資源の大半は高齢級化しており、人工林育成作業や伐採、搬出作業に欠かせない路網の整備を進める必要があります。

木質バイオマスの活用は、林地からの未利用材や製材工場等の製造過程により発生するチップやおが粉等を、木質ボイラー燃料や家畜敷料として活用し、化石燃料の代替エネルギーとすることにより、二酸化炭素の抑制による地球温暖化防止に貢

献するとともに、エネルギー資源の地域内循環による地域経済の活性化にもつながるものであることから、今後も利用拡大に向けた取り組みが必要です。

バイオマス産業都市構想※及び滝上町ゼロカーボンバイオマスエコタウン推進計画※に基づき、バイオマス※を活用したエネルギー等の地域内循環を目指す取り組みを推進していきます。

また、野生鳥獣対策については、近年、農林業被害のほかにヒグマの市街地区への出没といった新たな課題も生じており、計画的な駆除などの対策が迫られています。

## 将来像

---

1. 町内の森林が適正に管理され、高い森林認証率が維持されている。
2. 伐採期を迎える人工林資源を活用するための担い手が確保され、林業事業者において充実し、安定した林業経営が維持されている。
3. 林道や林業機械等が整備され林業事業者による効率的な林業経営が維持されている。
4. バイオマス産業都市構想が推進され、環境にやさしいまちづくりが行われている。

### ※コンテナ苗

コンテナ苗は、マルチキャビティコンテナで育成される苗であり、①植え穴が小さく、植付け作業が効率的、②活着率や初期成長に優れる、③植栽可能時期が長いという利点が期待されており、造林及び初期保育のコスト減に寄与すると考えられている。

### ※バイオマス産業都市構想

地域に存在するバイオマス※を原料に、収集・運搬、製造、利用までの経済性が確保された一貫システム（熱利用・熱電併給等）を構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくりをめざす計画。

### ※滝上町ゼロカーボンバイオマスエコタウン推進計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、本町の自然的社会的条件に応じて温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策及びその実施の目標に関する事項を定め、町内外のさまざまな主体との協力・連携によって地球温暖化対策を総合的・効果的に推進することを目的として策定された計画。

### ※バイオマス

家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源。

## 主な施策

推進施策	施策内容
1 林業の活性化	(1) 森林整備の促進と作業の効率化を図るため、森林施業の集約化を推進します。また、放置林等についての公有林化を検討していきます。
	(2) 素材生産や木材加工施設の低コスト化と労働力の軽減のため林業機械や木材加工設備等の導入を支援します。
	(3) 主伐期を迎えた人工林伐採後の植林用の苗を確保するため、採種園を活用した生産効率の高いコンテナ苗の増産と植林等に対して支援します。
	(4) 森林の育成、伐採、搬出作業に必要な路網の新設及び、既存路網の維持・管理に努めます。
	(5) 適正な管理をしている森林を認証する森林認証（SGEC）を推進します。
2 林業担い手の確保	(1) 林業の担い手を確保するため、国、道が林業従業者へ行う施策やその他担い手確保に必要な情報の提供など、担い手確保のための支援を行います。
	(2) 北海道立北の森づくり専門学院の教育実習に協力します。

推進施策	施策内容
3 森林資源活用	(1) 滝上町バイオマス産業都市構想及び滝上町ゼロカーボンバイオマスエコタウン推進計画に基づき、公共施設に主に木質バイオマスを燃料とするボイラー等を導入するなど、バイオマスを活用した取組みをバイオマス産業都市構想に基づき実施します。
4 鳥獣害防止	(1) 滝上町鳥獣被害防止計画に基づき、ヒグマやエゾシカなどの野生鳥獣の捕獲・防護を併せて行い、効果的な被害防止対策を実施します。



## 現状と課題

昭和32年頃から花と溪谷の町、芝ざくら日本一の町として観光誘客事業を展開し、芝ざくら滝上公園の認知度は高く、芝ざくらと言えば「滝上町」と言われるまでに成長し、町のイメージアップに大きく貢献してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、国内外の観光需要が低下し、「芝ざくらまつり」の入込客数も大きく減少することとなり、芝ざくらを中心とした観光地としての受け入れ体制やプロモーションの在り方を見直す機会となりました。新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後は、観光入込客数も緩やかに回復していますが、今後の観光振興策を再評価する必要があります。

また、観光入込客数の減少は、芝ざくらの荒廃や類似観光施設の増加などの内的・外的要因に加え、芝ざくら観光を中心として観光の産業化を目指す視点や観光展開の戦略不足、市場調査や観光客の行動特性の把握などのブランディング※、マーケティング※能力の不足などが原因であると考えられます。

町内の宿泊施設や飲食店を支え、地域住民の安定的な生活を維持するためには、芝ざくらの時期に集中している観光入込客を平準化し、個人客・小グループの観光客をターゲットとすることが必要です。

観光の通年化を目指し、豊かな自然環境や釣りなどの本町の文化や特色を生かしたアドベンチャートラベル※や、高齢者や障がい者、インバウンド※など誰にでも優しい観光地づくりを目指すユニバーサルツーリズム※などの強化を図ることが必要です。

滝上町観光協会が中心となってテーマをもった観光地づくりを進めるためコーディネートできる人材の育成・確保を取組んでおり、商品造成や受け入れ体制の整備を図っています。

滝上町の観光資源等を活かし、通年観光の受け入れ体制の強化を図る取組みを加速し、観光入込客数の増加、雇用機会の拡充、売上向上を図り、地域全体の付加価値額の増加を目指すことが必要です。

また、組織機構の見直しに伴い、所管替えとなった農産品加工研究センターの機能を活用し、観光客に対し地域の農畜産物を活用した料理体験などの体験メニュー

の提供を図るなどにより、本来の役割である特産品開発支援の他、農業・特産品開発と観光の連携強化を図る施設として活用していくことが必要です。

## 将来像

---

1. マーケティング戦略に基づき持続可能な観光地域経営を目指し、稼ぐ観光の体制づくりが図られている。
2. 芝ざくら滝上公園等の観光資源が磨き上げられ、観光資源を支える専門職員等の人材育成が図られている。
3. 観光協会を中心に観光 DMO が形成され、町内全域を一体的な観光地域としたマーケティングやマネジメント等の実施により、地域の稼ぐ力を向上させる体制がつけられている。
4. Web マーケティングを中心とした観光資源の効果的なプロモーション展開が図られている。
5. 訪日外国人観光客（インバウンド）の理解促進、情報発信、受入体制の強化が図られている。

### ※ブランディング

地域資源に付加価値を付けて商品化し価値があると認識させ、市場でのポジショニングを築くマーケティング戦略のこと。

### ※マーケティング

「何を」「誰に」「どう売るか」など総合的に行う、売れるための仕組みづくりのこと、製品、価格、プロモーション（広告）、流通などの要素がある。

### ※アドベンチャートラベル

『アクティビティ』『自然』『異文化体験』の3つの要素のうち、2つ以上を組み合わせ、自然体験や異文化体験を行い、地域の人々と双方向で関わり、その土地の自然と文化をより深く知ることで自分の内面が変わっていく旅行のこと。

### ※インバウンド

外国人が日本を訪れ観光旅行をすること。

### ※ユニバーサルツーリズム

すべての人が楽しめるよう創られた旅行であり、高齢や障がい等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行のこと。

## 主な施策

推進施策	施策内容
1 観光資源の整備充実	(1) 「芝ざくら滝上公園」の安定的な整備のため、芝ざくら滝上公園基本計画を見直し、芝ざくらの育苗管理育成と園内の整備充実を図ります。
	(2) 「香りの里ハーブガーデン」は、特産品の和ハッカやミント、ハーブを活用した見せる庭造りを進めます。
	(3) 「渚滑川」の自然環境に配慮した観光資源（渓谷遊歩道・キャッチアンドリリース）としての維持整備を図ります。
	(4) その他の観光資源を維持するため、計画的な施設整備と見直しによる効率化を進めます。
2 観光資源の認知度向上	(1) マーケティング戦略に基づき、HP や SNS を活用した効果的なプロモーションの展開を図ります。
	(2) 近隣自治体と連携した広域連携によるプロモーションの展開を図ります。
	(3) 文化や特色を生かしたアドベンチャートラベルの充実を図り観光の通年化を図ります。
3 稼ぐ観光の体制づくり	(1) 観光協会が中心となって、地域全体で観光地経営と観光振興を図るための観光地づくりを進めます。
	(2) 農産品加工研究センターの機能を活用し、一次産業と連携した新たな体験メニューや特産品開発を図ります。

推進施策	施策内容
3 稼ぐ観光 の体制づくり	(3) 道の駅の経営機能の強化を図るため地場産品を用いた商品の充実と販売促進を図ります。
	(4) ユニバーサルツーリズムの推進を図るため、サポートやバリアフリー環境を整備するため人材育成と受け入れ体制の強化を図ります。





## 現状と課題

商業を取り巻く環境は、人口減少による市場規模の縮小、国内外の経済状況や景気の好転や悪化は消費者の購買力に直接影響し、近隣商圈への消費流出など、人口構造や生活様式の変化などによりますます厳しくなっています。

また、人口減少は製造業や他の産業にも同様に大きな影響を与え、景気の低迷による経営不安や設備投資を控えるなど、雇用意欲の減少や後継者不足が大きな課題となり、厳しい経営判断が迫られています。さらに、熟練技術の習得には時間がかかる業種もあります。このため、町の産業を支える担い手を確保するためには、安定的な経営基盤の強化と事業承継や担い手対策を強化し、事業所の雇用促進を図ることが必要です。また、高齢化率の高い本町において、生涯現役社会の実現と地域の産業を支える人材として高年齢者の雇用を推進する取組が必要です。

本町は畑作物や牛乳、畜肉など原材料となる良質の資源があり、また、ハッカ・七面鳥など地域特有の資源を有しています。しかし、地場産品を使った加工品として名物、お土産の選択肢が少ないことが課題となっています。事業者による商品開発の促進を図るため、農産品加工研究センターによるサポートや情報提供などの支援をより充実していくことが必要です。

これら地域特産物の安定生産体制の構築を図りながら、大企業の大量生産・大量消費とは一線を画し、ここでしか手に入らない「希少性」や食味・成分が優れている「優位性」をコンセプトに消費者への理解や評価を高めることにより、地域製品のブランド化・高付加価値化に向けた取組みを長期的な視点で展開する必要があります。

商業は、地域住民の暮らしや消費生活を支える重要な産業であります。商工会との連携による町内消費の活性化や公共交通の整備等による買い物難民を出さないための取り組みなど横断的な施策の強化が必要です。

## 将来像

1. 補助制度等が事業者理解され、商工業振興のために有効に活用されている。
2. 利用しやすい商店街が形成されている。

3. 商工業において担い手が確保され安定的な雇用により産業が維持されている。
4. 地場産品を活用した、特産品開発の取組みがされている。
5. 地場産品の付加価値を高める取組みが継続的に行われている。

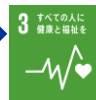
## 主な施策

推進施策	施策内容
1 経営基盤の強化	(1) 国や道等からの財源を活用し、金融支援や設備投資、雇用促進などを通じて経営基盤の安定化を図ります。あわせて、事業承継、新規創業等の支援を図ります。
2 商店街の活性化	(1) 商工業（商店）は地域住民の暮らしや消費生活を支える重要な産業であることから、事業承継や担い手対策を強化し、商工業と住民生活が活性化するための仕組みづくりを強くします。
3 地場産業の開発支援と新産業の創造	(1) 農産品加工研究センターの機能を拡充し、地域の農畜産物を活用した商品開発を支援します。
	(2) 住民の農産品加工研究センターの利用及び相互交流を促進するため、様々な加工品づくり体験会を開催します。
	(3) 新規参入が可能な産業について、地域の特色を活かした新たな産業誘致に積極的に取り組みます。
4 地域の産業を支える人材確保と雇用環境の充実	(1) 国や道などの各種事業を活用し、地域の産業を支える人材の育成と定住促進を図ります。
	(2) 生涯現役社会の実現に向けて、国や道などの各種事業を活用し高齢者の雇用の推進を図ります。

## 第2章 保健・医療・福祉『地域と支える子育て・健康・福祉』

### 第1節 保健・医療

SDGs 関連目標



#### 現状と課題

滝上町の平均寿命は男性が81.0歳、女性が86.9歳と全国・全道と比較して短い状況が続いています。一人ひとりが生涯を健康にいきいきと過ごすためには、住民一人ひとりが健康づくりの必要性を理解し、主体的に取り組むことができるよう支援することが重要です。

町では、生活習慣病等を早期に発見するため、「特定健診」や「がん検診」を実施し、健診結果をもとに保健指導を行っています。個人が健診結果に基づき生活習慣を見直すことは、元気に長生きすることにもつながることから、受診率の向上に向けた取組みを進めていく必要があります。

住民に身近な一次医療を担う国保診療所は、医療サービスのほか施設介護サービスにも携わっており、高齢化が進む本町にとって重要な役割を担っていますが、人口減少等による受診者の減少や医療収益の減少などの厳しい経営状況が続いていたことから、令和3年4月に、「病院」から「診療所」へ移行を行い、運営方針の見直しを図りました。また、老朽化が著しく運営にも支障が生じている施設の建替えを、「滝上町国民健康保険診療所改築基本構想」に基づき進めているところです。

引き続き、地域の医療機関として、24時間救急患者受入や訪問診療など安定した医療サービスを提供し、住み慣れた町で安心して医療が受けられるよう医療体制の充実・強化を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症が流行したことにより、施設内の消毒作業や医療スタッフの健康管理の徹底など感染対策を講じながら、感染外来診療やワクチン接種業務等多くの時間を費やし、医療提供の継続に努めてきました。

今後に向け、新たな感染症を含めた感染症対策の重要性が見直されています。これまで実施してきた各事業にあわせ、平時から新興感染症の発生に備え、必要時に事業継続できるよう対策を講じます。

## 将来像

1. 住民一人ひとりが支え合い、健康でいきいきとした生活を送ることができる。
2. 住民主体で健康づくりに取り組む意識が高まっている。
3. 感染症を予防するために、必要とする予防接種や検診を受けることができる。
4. 住み慣れたまちで、安心して適切な医療を受けることができる。

## 主な施策

推進施策	施策内容
1 疾病予防	(1) 各健（検）診体制（特定健診、がん検診、骨粗鬆症検診、頭の検診）や保健指導などの相談体制の充実を図り、住民が自分自身の健康を管理しやすい環境づくりを推進します。
	(2) 生活習慣病の早期発見のための各種健診を継続し、受診率向上に努めます。
	(3) 生活改善が必要な方が保健指導を受けやすいような体制づくりに努めます。
	(4) 健康寿命の延伸を目指し、介護保険事業計画に基づき、介護予防事業の推進に取り組みます。
	(5) 精神保健に関する正しい知識や理解についての普及啓発と様々な年齢を対象としたメンタルヘルス対策や自殺予防のための取組みを関係機関と連携して推進します。
2 健康増進	(1) 健康の保持・増進に向け、生活習慣病等の予防について学び、体験する機会を提供します。
	(2) 住民自らが健康づくりを積極的に行うことができるよう、健康づくり活動のリーダーとして積極的に研修会や保健事業に参加しているボランティアグループとの連携を推進し、活動を支援します。
3 感染症対策	(1) 適切な時期に正しく予防接種が受けられるよう、接種勧奨や保健指導を継続します。

推進施策	施策内容
3 感染症対策	<p>(2) 感染の早期発見のため、結核検診・エキノкокクス症検診事業の実施を継続するとともに、感染予防のために、正しい知識の普及啓発に取り組みます。</p> <p>(3) 新たな感染症危機に備え、感染の初期段階からより迅速に、より効果的な対策を講ずるための体制づくりを推進します。</p>
4 国保診療所	<p>(1) 「滝上町国民健康保険診療所改築基本構想」に基づき、安定した医療の提供と入院・外来患者への快適な医療環境を提供していくため、施設の建替えを実施します。</p> <p>(2) 医療スタッフの確保に努め、24 時間救急患者受入及び訪問診療など住民ニーズに対応する医療サービスの安定的な運営を図ります。</p> <p>(3) 外来患者の待ち時間軽減と患者情報の共有による業務の効率化を図るため、電子カルテなど ICT の導入による医療環境の充実を図ります。</p> <p>(4) 旭川市や道北北部地域で構築されている医療情報ネットワークや、令和5年10月に設立された西紋別地区5市町村の医療機関等で構成される地域医療連携推進法人「オホーツク西紋医療ケアネットワーク」への参加など、他医療機関との連携を図ります。</p>
5 二次医療の確保	<p>(1) 広域紋別病院をはじめ二次医療機関との連携を強化し、住民が安心できる医療体制を確保します。</p>
6 救急医療	<p>(1) 24 時間救急患者受入体制を整備し、体調の急変時に安心して救急対応医療が受けられるよう消防、救急医療機関との連携を強化し、救急搬送体制の充実を図ります。</p>



## 現状と課題

社会保障制度は、病気、ケガや介護などが必要となった際に、安定した生活が送れるよう相互に連帯して支え合う制度です。私たちの生活を守るセーフティネットの役割を果たしており、制度を安定的に運営することが必要です。

国民健康保険を将来にわたって持続可能な制度とするため、財政運営の単位を市町村単位から都道府県単位とする制度改正が平成30年度に行われ、北海道が道内統一の方式で算定した保険料を各市町村が納める「国民健康保険事業費納付金」制度が導入されました。

今後、被保険者の健康を向上させることで医療費適正化を目的として、糖尿病性腎症重症化予防事業等の保健事業に取組み、データヘルス計画に反映します。

また、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度は道内の全市町村が加入する北海道後期高齢者広域連合が運営主体となって事業を運営しています。

それぞれの制度を安定的に運営していくために、医療費適正化のための取組みを行っていく必要があります。

介護保険は滝上町が保険者となって運営していますが、年々介護給付費が増加しており、3年毎に行われる保険料改定では、引き上げを余儀なくされています。

また、高齢者単独世帯や夫婦のみの世帯が増加することが見込まれる中で、できる限り住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けることができるよう、医療、介護（予防）、住まい、生活支援、多様な就労と社会参加が包括的に確保される体制を構築し、維持していく必要があります。

## 将来像

1. 医療保険制度による適切な保険医療が受けられている。
2. 健康保険被保険者それぞれが、健診等により自ら健康管理に努め、健康な生活を送ることができている。
3. 医療費適正化の取組みがされている。
4. 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために必要な生活支援・介護予防サービスが提供されている。
5. 社会的弱者や子育て世帯が安心して医療を受けられる環境が維持されている。

## 主な施策

推進施策	施策内容
1 国民健康保険・後期高齢者医療制度	(1) 既存の保健事業に確実に取り組むとともに、保険者努力支援制度の評価項目となっている糖尿病性腎症重症化予防事業を実施します。
2 介護保険	<p>(1) 保健・医療・福祉施設・包括支援センター等と連携し、適切な介護サービスと介護力の確保に努めます。</p> <p>(2) 必要とされる介護サービスの提供とともに、地域住民が共に支え合う生活支援体制整備事業の取組みを進めていきます。</p> <p>(3) 地域の特性を活かした介護予防事業を展開するため、自主組織化や委託など実施形態を検討し、行政のスリム化、安定した事業運営を行います。</p>
3 医療給付事業	(1) 疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図るための事業を継続していきます。



## 現状と課題

国では2040年問題に向け、持続可能な制度設計に関する議論が推進されていますが、本町の人口ビジョンにおいては2025年度に高齢人口と生産年齢人口が逆転することが予測されており、地域活動の維持、地域福祉を支える担い手不足が深刻化することが懸念され、より早急な対策が必要となります。

今後、地域住民の多様なニーズに対応するためには住民自らが主体的に参画し、自発的に地域の課題に関わる必要があり、町は社会資源を十分に把握したうえで、包括的な支援体制を整備することが求められます。

障がい福祉施策にあっては、障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現を理念に地域の資源や人材を活用し、一人ひとりがその能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営めるようライフステージに対応した支援策が求められます。

生活困窮者支援については、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、その人の状況に合った支援を講じるとともに、関係機関との連携により早期発見、早期支援に取り組む体制を構築していかなければなりません。

## 将来像

1. 住民が主体的に共助し、年齢に関わらず地域で安心して生活ができる。
2. 高齢者が生きがいを持っていきいきと活躍できている。
3. 高齢者の健康状態に応じて、必要とする在宅又は施設サービスが受けられる体制が確保されている。
4. 障がい者が自立し安心して生きがいのある生活ができている。
5. 支援が必要な方に適切で適正な支援が施されている。

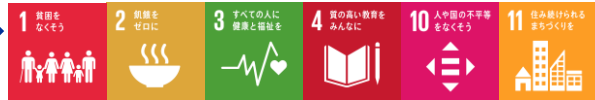
## 主な施策

推進施策	施策内容
1 地域福祉の体制強化	(1) 関係機関及び各種事業が連携し、高齢者が住み慣れた地域で人生の最後まで生活できる地域づくりを推進します。



推進施策	施策内容
1 地域福祉の体制強化	<p>(2) ボランティア活動をはじめとして、元気な高齢者（アクティブシニア）が様々な場面で活躍する地域づくりを推進します。</p> <p>(3) 認知症初期集中支援チームにより、認知症における症状の早期診断と介護者に対し相談・助言による支援を行います。</p> <p>(4) 地域包括支援センターは、高齢者やその家族等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、必要な助言・支援を行います。</p> <p>(5) 関係機関との連携を強化し、生活困窮者の早期発見、早期支援に努めます。</p> <p>(6) 将来における持続可能な福祉サービスの提供に向け、地域の関係機関と連携し、福祉サービス提供体制のあり方に関する検討を進めます。</p>
2 福祉人材確保	<p>(1) 各福祉施設やホームヘルプサービスセンター等の福祉事業所における担い手不足を解消するため、修学支援事業に対する支援を行います。</p>
3 高齢者在宅福祉	<p>(1) 疾病予防や要介護状態予防のための情報提供と生活改善について相談支援を充実させます。</p> <p>(2) 高齢者がより長く在宅生活を継続できるように、ホームヘルプサービス等の在宅サービスの充実を図ります。</p>
4 高齢者生きがい対策	<p>(1) 知識や経験を活かし、社会に貢献することで生きがいを持って生活できる機会の拡充を図ります。</p>
5 高齢者・障がい者施設サービス	<p>(1) 福祉施設・設備の充実を支援します。</p>

推進施策	施策内容
6 障がい者自立支援	<p>(1) 障がい者等が安心して生活できるように、障がいの理解促進について啓発します。また、障がいの有無や障がいの種別に関わらず、互いに尊重し合いながら共生できる体制・環境づくりを検討します。</p> <p>(2) 障がい者が社会参加できる機会を作るとともに、障がい者の就労体制づくりについて検討します。</p>
7 障がい福祉サービス	<p>(1) 適正な障がい者福祉サービスを提供するとともに、障がい者が安心して日頃の悩みなどを相談することができる相談支援機能を強化します。</p>



## 現状と課題

安心して子どもを産み育てることができる環境をつくることは、地域の責務であり、将来に夢や希望が持てるよう、地域ぐるみで子育てを支援する仕組みをつくっていく必要があります。

本町においては、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つこども園を開設し、待機児童ゼロの状態にあり、子育てしながら働き続けられる環境が維持されています。

さらに、子育てに対する充実した経済支援などを行っており、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいるところですが、すべての世代に影響を与える少子化や人口減少が進むなか、多様化した個別ニーズに対応した支援を行っていく必要があります。

現在、健やかな妊娠期を過ごすことができるよう、妊婦健康診査に係る費用の助成と、受診の結果、精密検査が必要となった場合には追加で1回分の費用を助成しています。また、出産後の産婦健康診査の費用も助成していますが、個別の状況に応じて他にも必要な方が受診できるような支援を行っていく必要があります。

さらに、すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てをするためには、妊娠期から出産・育児の知識を持ち、妊娠期から出産・子育てまで様々なニーズに即して必要な支援につなぐ必要があります。乳幼児期及び思春期の生活習慣は、その後のライフステージにおける健康づくりの基礎となることから、保護者をはじめとする大人や子ども自身が、体と心の健康について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組むことができるよう、母子保健対策を推進する必要があります。

現在、こども園に併設されている「子育て支援室」は、子育てに関する情報発信や母親たちの情報交換の場となっています。今後は、発達支援、食育、家庭教育機能や町外からの転入者等と地域住民の交流の場としての機能を更に充実させていく必要があります。

一方、出産は、西紋別圏域において安定した周産期医療※の確保が難しく、出産の条件に制限があることに加え、町内に小児科がなく出産や小児医療に不安がある

ことから、国保診療所と専門医療機関との連携により、安心して医療が受けられる体制づくりを図っていく必要があります。

また、最近では、児童虐待などが社会問題として認識されており、関係機関と連携した相談・支援体制の強化を図っていく必要があります。

#### ※周産期医療

周産期（妊娠満 22 週から生後満 7 日未満）とその前後の期間の母体・胎児・新生児に生じがちな突発的事態に対応するための医療

### 将来像

1. 出生から成人までの一貫した子育て支援施策により、安心して子育てできる環境が構築されている。
2. 地域ぐるみで安心して子どもを育てるための環境が構築されている。
3. 子育てしながら安心して働き続けられる環境が維持されている。
4. 子どもの発達に応じた質の高い保育が提供されている。
5. 子育て支援室が、家庭教育などの情報発信の場、子育て世帯と地域住民が交流する場として機能している。
6. 利用者のニーズに合った保育サービス体制が確保されている。
7. 発達障がいや児童虐待などの状態が早期に発見され関係機関と連携した対策や支援が行われている。
8. 子育てに関する窓口が一元化され、保護者が相談しやすい環境がつくられている。

### 主な施策

推進施策	施策内容
1 妊娠出産の支援	(1) 健康に妊娠期を過ごすことができるよう、妊婦健康診査等の実施を継続します。

推進施策	施策内容
1 妊娠出産の支援	<p>(2) 妊婦情報登録制度により、消防とかかりつけ医の情報を共有することにより、緊急時の迅速な対応と妊婦の不安を緩和します。</p> <p>(3) 出産準備金、出産準備宿泊費助成、出産・子育て応援ギフトによる経済的支援を実施し、出産に係る経済的負担を緩和し出産を応援します。</p> <p>(4) 不妊治療費助成により、赤ちゃんを授かりたいと願う方の経済的負担を軽減し、妊娠・出産を応援します。</p> <p>(5) 妊娠中から出産、育児に向けた切れ目のない支援を提供します。</p>
2 発育発達	<p>(1) 母子を対象に、保健師等の専門職による健康や発育の自宅相談サービスを実施します。</p> <p>(2) 子どもが健やかに育ち、保護者の方が安心して子育てすることができるよう、健康診査や保健指導を行います。</p> <p>(3) 適切な時期に正しく予防接種が受けられるよう、接種勧奨や保健指導を継続します。</p> <p>(4) 食育計画に基づき、離乳食教室やおやつ教室を開催し、健康づくりの基礎となる「食」の発達について、サポートします。</p> <p>(5) 子どもの健やかな成長発達に必要な「体」、「心」、「食」に関する様々な学習会を開催し、子育てを応援します。</p> <p>(6) 9カ月、1歳半、3歳児に成長に応じた絵本を手渡すブックスタート事業やボランティアによる読みきかせ等幼児が絵本に親しむ機会を作ります。</p> <p>(7) 地域の資源（自然、地域の施設、人材等）を活かした体力づくりを行っていきます。</p>

推進施策	施策内容
2 発育発達	<p>(8) 希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現を理念に幼児期から学齢期の適正な発達支援強化を図ります。</p> <p>(9) 子どもの年齢や発育発達に合わせた子育てや親子の関係性を育む親子遊びを紹介します。</p>
3 保育サービス（こども園）	<p>(1) 子育て世帯のニーズだけでなく、こども一人一人のニーズに合わせた保育サービスを実施します。</p> <p>(2) 地域一体となってこどもを育む、子育てを応援するため機運醸成を図り子育てしやすい環境を構築します。</p> <p>(3) 園の様子を情報発信し、子育ての楽しさを共有しながら、家庭教育の大切さを伝えていきます。</p>
4 子育て支援	<p>(1) 乳幼児期及び入学を迎える児童の保護者に対し、「子育て応援金」を支給し、経済的負担を緩和し、児童の健全な育成を支援します。</p> <p>(2) 3歳未満の保育料をさらに軽減、あるいは無償化を検討し、よりこどもを産み育てやすいまちづくりを目指します。</p> <p>(3) 18歳までのこどもの医療費を無償化します。</p> <p>(4) 子育て支援室の機能充実化を図り、親子の交流の場や子育て支援情報の発信、育児相談等により孤立した子育てを防ぎます。</p>
5 児童虐待	<p>(1) 行政と地域、各関係機関との連携により、児童虐待の未然防止・早期発見と相談支援体制を強化します。</p>
6 子育て相談支援体制の強化	<p>(1) 子育て支援を担う専門人材を確保し、ニーズに応じた子育て相談支援体制の強化を推進します。</p>

## 第3章 生活基盤 『快適で安全安心な暮らし』

### 第1節 住宅環境

SDGs 関連目標



#### 現状と課題

公営住宅は、老朽化に対応するため、住宅の長寿命化のための修繕と建て替えを進めていくとともに、安全で安心な暮らしを支える住まいや地域の実現のため、増加・多様化する社会的弱者や住宅困窮者に対応するセーフティネットの役割を果たしています。

急激な人口減少や少子高齢化などの影響による住宅地における地域コミュニティの衰退などの課題に、住宅・住まいを核とした関連施策・取組みの連携・協働によりきめ細やかに対応することが必要です。

また、民間住宅としては、新築住宅建設や中古住宅・宅地の流動化を促進することにより、安全で質の高い住宅ストックの形成が求められます。

さらに、気候変動問題を踏まえた脱炭素社会の実現に向け、住宅においても環境への配慮が求められます。良質な住宅ストックの形成・活用や、北方型住宅の推進、地域材・再生可能エネルギーの活用等によるCO2排出削減に向けた取組を推進していきます。

まちの景観づくりにおいては、芝ざくらを中心とした「花」と、「滝上町景観ガイドプラン」に基づいた統一的な色彩による景観のデザインにより、住民が愛着を感じるとともにまちのイメージづくりに向けた景観形成に取り組む必要があります。

景観形成において大きな支障及び課題となっている空き家については、「まち並み整備事業」により解体撤去を進めてきましたが、人口減少等に伴い依然として町内に空き家が多数点在しており、まちの景観形成と共に住民の生活環境保全のため、継続的な対策が必要です。また、建物の色彩統一にも継続して取り組み、まちのイメージを形づくる景観を意識したまちづくりを今後も進めていく必要があります。

#### 将来像

1. 公営住宅の計画的な整備と、持ち家促進施策により、持続可能な住環境の維持・向上が図られている。

2. 芝ざくらをはじめとした「花」に関心を高める住民の割合が増え、花を活用した景観形成と環境美化が進展している。
3. 建物の色彩統一が町の「フレーム」となった景観が形成されている。

### 主な施策

推進施策	施策内容
1 公営住宅	(1) 「公営住宅等長寿命化計画」に基づく計画的な建て替え事業や改善事業を引き続き進め、良質な住宅ストックの形成・活用や、地域材・再生可能エネルギーの活用等によるCO2排出削減に向けた取組を推進し、安全で安心な暮らしの創造を進めます。
	(2) 若年単身者世帯や中堅所得者世帯、転入者の需要などに応じたきめ細やかな施策を進めます。また、子育て世帯や高齢者世帯のほか、障がい者、外国人等の住宅確保要配慮者に対しては、福祉政策等との緊密な連携を図りながら、居住の安定確保に取り組みます。
2 持ち家対策	(1) 新築住宅の森林認証材利用促進・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）※の普及や中古住宅の購入、改修に対する支援事業などを推進し、住宅関連産業の振興とともに、すべての人が「安心」「生きがい」「住み続けたい」を感じられる住生活の実現に向けた施策の推進に取り組みます。
3 景観保全	(1) 町内の各家庭をはじめとして、芝ざくら等の「花」を活用した景観形成と環境美化の推進を図ります。
	(2) 建物の色彩統一や危険廃屋の撤去などについて、行政、住民、地域の相互協力により取組を進めます。

※ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

高断熱、高効率機器による省エネ、太陽光発電などによる再エネを組み合わせることで、一次エネルギー年間消費量がおおむねゼロになる住宅のこと。





## 現状と課題

道路は、住民の日常生活や地域産業を支えるとともに、住民の安全を確保する基盤としても大きな役割を果たす重要な社会資源であり、町内には国道 273 号線をはじめ、管理者別に道道、町道が整備されています。国道 273 号線については、旭川、札幌を結ぶ重要な幹線道路であり、買い物や余暇活動などの生活利便性の他、高度医療機関への受診、観光振興などにおいても重要な路線です。また、道道も地域の利便性を確保する重要な路線です。

国道及び道道は町外への移動に必要不可欠な路線であり、住民の日常生活や生命、地域産業に直結するものであるため、それぞれの管理者に対して危険箇所の解消、歩行者対策、安全対策、維持補修、除草等管理対策について要望活動を継続していくとともに、山間部における非常時の連絡手段の確保対策としての携帯電話不感地帯解消も一体的に実施していく必要があります。

道路以外にも、住民の移動手段及び交通手段としての公共交通の確保も重要な課題です。町内における公共交通としてバス（都市間・路線・町内）とハイヤーがありますが、近年は利用者の高齢化以外にも、バス運転手の人材不足等による運行体制への影響も生じており、住民のニーズを把握した上で適切な公共交通体制を整備し、安定的な運行を確保する必要があります。

町が管理する町道、橋梁は老朽化が進んでいることから、維持管理は損傷が顕著化した時点で状況に応じた修繕を行う事後保全型から損傷が小さいうちに計画的に修繕を行う予防保全型に転換してきています。新技術による調査手法を導入し、既施設の情報収集したうえで町道舗装修繕計画、橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行い適切な維持管理を実施することで予防保全型の管理を徹底していきます。また、管理橋梁数の妥当性を利用頻度、架橋位置、老朽化度合の視点より検討し必要に応じて撤去を推進していきます。

近年の気象変化は著しく、ゲリラ豪雨は増加傾向にあります。道路排水施設についても予防保全型の管理を徹底することで防災・減災効果の向上を図ります。

冬期間の除雪については、近年の気象変化は著しく、冬期の暴風雪等による交通環境は厳しい状況であり、さらに除雪に係る担い手が不足し人員確保が難しい状況

にあります。町除排雪実施計画に基づき、直営及び委託により適切な冬期交通確保に努めていくとともに、関係機関との連携を図り、迅速かつ丁寧な除雪体制を安定して供給する必要があります。また、季節を問わず活躍する道路維持作業車及び装置については、老朽化等による稼働不可をぼうしするために計画的に更新する必要があります。

河川においては、近年の気象変化は著しく、局地的豪雨（ゲリラ豪雨）は増加傾向にあります。この異常な気象現象により、町内の河川においては異常出水のため護岸の決壊や浸水等の被害があります。このことから、河川災害予防保全を目的とした適切な河川維持を実施することで防災・減災効果の向上を図ります。

### 将来像

1. 住民が不自由をしないよう、道路網が整備され適切な管理がされている。
2. 冬期においては、きめ細かな除雪体制が維持され、交通が確保されている。
3. 大雨等による河川氾濫が発生しないよう安全対策がされている。
4. 住民ニーズに合ったバス路線やハイヤーなどの公共交通が確保されている。

### 主な施策

推進施策	施策内容
1 道路	(1) 滝上町橋梁長寿命化計画に基づき予防保全管理型の監理を徹底し点検・修繕・更新を実施し管理橋梁の長寿命化を図ります。
	(2) 管理橋梁数の見直しを図り、維持管理費の低減を目指します。
	(3) 巡回、各種調査情報を活用し損傷度に応じた適切な工法で舗装修繕を実施し交通安全の確保に努めます。
	(4) 道路排水施設の被災懸念箇所を調査し維持管理の強化を図ることで防災・減災効果の向上を図ります。

推進施策	施策内容
1 道路	(5) 除排雪計画に基づき適切な除雪・排雪を実施することで冬の交通安全確保に努めます。
	(6) 路面性状調査、道路陥没調査を活用し舗装道路における舗装面、路盤内の情報を集積し既設町道の予防保全型管理を強化します。
	(7) 計画的に道路維持作業車・装置を計画的に更新することで安定した道路維持体制を強化します。
	(8) 国道、道道について、交通危険箇所における線形や曲線の改良等の整備、適切な維持管理、携帯電話不感地帯解消と一体的な道路安全対策等について、関係機関に対し継続して要望を行います。
2 河川	(1) 管理河川である準用河川・普通河川について予防保全型管理を徹底して維持管理を実施し防災・減災効果の強化を図ります。
3 公共交通	(1) 地域の重要な公共交通機関である都市間バス及び路線バスについて、住民のニーズに合った運行体制を確保します。
	(2) 交通弱者等をはじめとした住民の安心・安全・便利な交通手段として、ハイヤー運行体制を確保します。



### 現状と課題

公園は、人々の憩いや交流の場、子どもの遊び場であるほか、イベント会場や災害時の一時避難場所といった機能を有しています。

定期的に施設の点検及び修繕を行っているところですが、子どもたちが安心して遊べる場所を確保する意味からも、安全対策の強化、補修、更新を計画的に実施していく必要があります。

時代とともにニーズも変わっていくことから、住民の声を聞きながら進めていく必要があります。

### 将来像

1. 遊具等については、必要な修繕や更新が行われ、子どもなどが安心して公園を使うことができる。

### 主な施策

推進施策	施策内容
1 河川公園・児童公園	(1) 遊具等について予防保全管理型の維持管理を徹底し、利用者が安心して利用できる公園を形成します。
	(2) 公園の使用実態を踏まえた公園のあり方、整備方針について検討・実施します。



## 現状と課題

上水道においては、市街地区では、簡易水道として給水しており、普及率は83.8%（令和4年度末現在）です。昭和37年度に給水を開始しており、50年以上経過し、施設も老朽化しています。

近年は気象変化が著しく、局地的豪雨（ゲリラ豪雨）は増加傾向にあり、また気温の変化も激しい状況にあることから水源となる河川の高濁度、高色度に対応し、水質基準を満たす安全な生活用水を安定的に供給するため、令和2年度に新しい浄水場を建設しました。また、定期的な水質検査を実施し、安全で良質な水の安定供給に努めています。

導水管及び配水管については一部更新をしてきましたが、老朽化が進んでおり、毎年漏水調査を実施し、不良箇所については修理更新を行っていますが、引き続き調査及び修理等を実施していく必要があります。

水道普及率の向上に努めるとともに、今後は、人口減少にともない使用料収入の減収が見込まれることから、水道料金の適切な利用者負担について住民の理解を求めながら進めていく必要があります。

また農村地区においては、雑用水施設により水道法に準じた検査を実施し、給水を実施しています。

滝上町においては、良質な水源があることから、生物の力を利用してろ過する緩速ろ過方式※としているところであり、滝上町の良さでもある、おいしい水道水を今後も供給していきます。

下水道においては、平成7年度に事業着手し、平成12年度から供用を開始しています。区域面積は185.5haで、普及率（区域内水洗化率）は88.3%（令和4年度末現在）となっています。

下水道は、住民の清潔で快適な生活を支える重要な施設であり、衛生的な生活環境づくりや豊かな自然環境を保全するために欠かせない基盤となっています。下水道区域内については、ほぼ整備を終えています。

「下水道ストックマネジメント基本計画」※に基づき維持管理・施設整備を実施し、施設の長寿命化を図っていくとともに、住民の環境保全への関心を高め、接続率の向上に向けた取組みを行っていく必要があります。

今後は、人口減少により使用料収入の減収が見込まれることから、下水道料金の適切な利用者負担について住民の理解を求めながら進めていく必要があります。

#### ※緩速ろ過方式

細かな砂の層にゆっくりとした速さで水を通し、砂層に存在する微生物の分解作用によって水の中の浮遊物などを取り除き細菌や嫌な臭いなども一緒に除去するもの。薬品を使わず、おいしい水をつくることができる。

#### ※下水道ストックマネジメント基本計画

中長期的に優先順位を付けた施設の改修により、事業費を削減することを目的に、施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的効率的に管理するための計画。

### 将来像

1. 水質管理が徹底され、安全・安心で、おいしい水道水が提供されている。
2. 水道施設の適正な維持管理が行われている。
3. 健全な水道事業経営が維持されている。
4. 下水道が普及し、衛生的で快適な生活環境が整備されている。
5. 下水道施設の適正な維持管理が行われている。
6. 健全な下水道事業経営が維持されている。

### 主な施策

推進施策	施策内容
1 上下水道	(1) 水質基準を満たす清浄な水道水の安定供給のため、最適な施設維持管理を実施していきます。

推進施策	施策内容
1 上下水道	(2) 老朽化施設の更新や修繕等を積極的に実施し、水道水の安定供給に努めます。
	(3) 下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の計画的な調査と整備を進めます。
	(4) 簡易水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の持続性を担保するための財務体制の強化を目的とした料金体系見直しを検討します。



## 現状と課題

町では、一般廃棄物については、収集業務と受け入れを行い、平成25年4月からは西紋別地区環境衛生施設組合で焼却による処理を共同で行っています。

不燃ごみと粗大ごみの一部は、引き続き滝上町クリーンセンターの最終処分場で処理を行っています。浸出水処理については、引き続き適切な管理が必要です。

有害駆除等で発生するシカ等の処理や生ごみ処理をするための残滓施設※についても、引き続き維持管理を行っていく必要があります。

一般廃棄物の処理については、有料化などにより減量化を進めてきましたが、更に減量化に向けた取組みが必要です。一方、ごみの有料化はごみの不法投棄にもつながることから、不法投棄をさせない取組みが必要です。

ビン、缶、ペットボトル等の処理については、一まとめで処理していたが、令和3年4月より、「アルミ缶」「スチール缶」「ビン」「ペットボトル」に細分化したことから、一部のビンとペットボトルの処理を紋別市リサイクルセンターに委託し、その他の資源ごみは売払いをしています。

快適な衛生環境を維持するためには住民それぞれが環境意識を持って取り組んでいくことが重要です。ごみ等の廃棄物が適切に処理され、分別の推進等によりごみの減量化が図られるよう啓発をより一層推進し、SDGsの取組み、また循環型社会の実現に向けて取り組んでいかなければなりません。

し尿処理は、西紋5市町村で組織する西紋別地区環境衛生施設組合で実施していましたが、施設の老朽化により解体を行っており、令和3年4月より、滝上町のし尿については、紋別市の施設において紋別市との共同処理を行っています。

下水道区域外においても快適な生活環境の確保をするため、合併処理浄化槽の設置を促進する必要があります。

地域における健康で快適な生活環境を守るため、騒音、悪臭、水質汚濁などの公害は、関係機関と協力しながら、対応していく必要があります。

たきのうえ霊園については、平成15年度に増設しています。管理者の転出にともない、墓が管理されない事例が多くなっており、環境整備などの対策が必要です。また、共同墓地について設置要望が増えていることから、設置を検討する必要



があります。火葬場については、平成 18 年度に整備していますが、建設より 15 年以上経過し、修繕箇所が増えてきていることから、火葬炉等の整備を計画的に行う必要があります。

**※残滓施設**

エゾシカ等の動物を菌床（微生物）の力で分解処理する施設

**将来像**

1. ごみ等の廃棄物が適切に分別・処理が行われ、ごみの減量化、再資源化が図られ、循環型社会が推進されている。
2. し尿処理業者による回収、適切な処理体制が確保されている。
3. 下水道区域外において、合併処理浄化槽の設置が促進されている。
4. 住民、関係機関との協力のもと、公害が未然に防がれ、安全で快適な環境が維持されている。
5. 霊園及び火葬場が住民との協力のもと適切に維持管理され、いつでも安心して利用できる状況にある。

**主な施策**

推進施策	施策内容
1 ごみ・廃棄物	(1) 西紋別地区環境衛生施設組合による共同処理により効率的なごみ処理体制を継続します。
	(2) クリーンセンターによるごみの収集及び受け入れ、有害駆除等で発生する動物等の処理を行い、適正な廃棄物の処理に努めます。
	(3) 適切なごみ処理方法、ごみの減量化やリサイクルの推進などについて周知徹底を図ります。

推進施策	施策内容
2 し尿処理	(1) 近隣市町村と連携を図り、共同処理を実施し、し尿処理の適正化に努めます
3 合併浄化槽	(1) 水質汚濁防止、生活環境の改善のため、合併処理浄化槽の設置を促進します。
4 公害防止	(1) 住民、関係機関と連携し、公害の未然防止、安全で快適な環境の維持に努めます。
5 霊園・火葬場	(1) 施設の適切な維持管理に努め、また、共同墓地の建設を検討します。
	(2) 施設の長期間使用のために必要な維持補修を計画的に行います。



## 現状と課題

滝上支署は紋別地区消防組合に属しており、紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町の1市3町1村で構成する一部事務組合※です。本部及び消防署は紋別市に配置し、各町村には支署を配置しており、365日間24時間体制で地域住民の安心・安全の確保に努めています。

滝上消防団は、1分団・2分団・3分団の三つの分団で構成され、消防団員数は現在86名が在籍し、地域に密着した防災機関として要員動員力等の特性を活かし、火災や災害から住民生活を守るために重要な役割を果たしています。また郷土愛護の精神で地域の防災リーダーとしても活動の幅が広がっており住民の期待も大きいです。一方で、消防団員の定数割れや高年齢化、サラリーマン化による被用者数増加により、日中の火災、災害等の出動や各種訓練への参加が難しくなっている状況で消防力の低下が懸念されます。今後このような状況を解決するため、必要に応じて消防団体制や訓練内容の見直しを行ったり、消防団員確保のための広報やPR活動や消防団装備の充実強化を図り、消防団の資質向上に努めます。

消防庁舎は、昭和53年に建設後、45年が経過し庁舎の老朽化と職員の増員、消防車両の大型化、資機材の増加により庁舎、車庫が狭隘化しており、さらに、昭和56年の新耐震基準が施工される以前の建物であるため、令和3年度に耐震診断業務委託を実施し、地震災害による防災拠点施設としての機能を果たせない恐れがあることから、このような状況を改善すべく、庁舎整備を図る必要があります。

消防車両や資機材等の更新整備は老朽化や経年劣化、使用状況により計画的に整備を進めて行きます。また、消防車両や資機材の性能を保持し老朽化による不測の故障を防止し、効率的な活動を行えるよう点検整備にも努めます。

火災予防活動においては、防火対象物※や危険物施設※の立ち入り検査を実施し、施設関係者に対し建物や消防用設備等が法令に基づく基準どおり維持管理できているかを指摘、指導を行っています。また市街地住宅については、一般住宅査察で防火診断を実施し、火災危険の発見に努めています。今後も防火啓発及び適正な施設管理の指導に努めます。

救急体制においては、滝上管轄の救急出動件数は増加の一途をたどっています。また、診療所の土日祝日、夜間の救急受入れ不可により紋別市への救急搬送が増加し、重複時の職員確保に苦慮している状態です。救急体制を維持、強化していくためには、新人職員の救急隊としての早期運用と若年層の資質向上を図る必要があります。今後、新人職員の救急隊早期運用を目指すため指導や訓練を行い、各種研修等に参加させるなど救急体制の維持に努めます。

近年、本町で発生した大規模災害はありませんが、日本各地では地震や集中豪雨による土砂災害、河川氾濫等の災害が頻発し甚大な被害が発生しています。本町も例外ではなく、大規模な災害が発生した場合、市街地区の一部が土砂災害警戒区域※に指定されていることから、特に注意、警戒を強める必要があります。災害の被害を最小限に抑えるために「公助」のみならず、自主防災組織等の体制整備をはじめとした「共助」、住民が平時から災害への準備を行い自分で自分を守る「自助」それぞれによる災害対応力を高め、連携することが大切です。今後、災害発生に備え、消防団や関係機関と連携を図り住民からの要求に対応できるよう各種訓練に努めます。

今後は更に住民、関係機関と一体となり、啓発活動及び防災訓練等による意識啓発を行い、防災体制や防災機能の強化を図るため、地域防災計画※を実情に応じて修正し、防災体制の確保に努める必要があります。また災害発生時には、正確で最新の情報を住民に伝えることが、不安を解消する有効な方法であり、様々な情報伝達手段を活用した迅速な災害情報の収集・発信・多重化、防災資機材及び非常食の計画的な整備に努める必要があります。なお、非常食については、SDGsの観点からも、適切に処理をする取組みが必要です。

#### ※一部事務組合

市町村、特別区などが行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する行政機関。

### ※防火対象物

不特定多数の人が使用する施設で、消防法で定められたもの、その用途や規模に応じて火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等の設置、防災物品の使用などが義務付けられている。

### ※危険物施設

危険物を製造又は貯蔵、取り扱う施設で、「製造所」「貯蔵所（指定数量以上の危険物を貯蔵、取扱を行う屋外、屋内、地下タンクなど）」「取扱所（ガソリンスタンドなど）」の3つに分類される。

### ※土砂災害警戒区域

崖崩れや土石流などの土砂災害が発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのあると認められる土地の区域。

### ※地域防災計画

災害対策基本法に基づき各地方自治体の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。

## 将来像

---

1. 消防、救急体制が整備され、安心して暮らせる。
2. 消防団が強化され、火災や災害時に中核的な役割を果たし、住民の財産や生命が守られている。
3. 緊急時における、防災資機材、非常食、マニュアル等が整備されている。
4. 緊急時の避難所が確保され、避難場所が住民に理解されている。
5. 地域において緊急時の連絡体制及び避難体制が整備され、住民それぞれに自ら災害にあわないような対応方法が意識付けられており、また住民同士で協力して避難できる仕組みが確立されている。

## 主な施策

推進施策	施策内容
1 消防・救急	<p>(1) 職員定数の確保や火災、救助、救急等に係る研修や訓練を行い、緊急時の消防体制の強化を進めます。また若年層の育成や消防技術を強化し資質向上を目指す。</p> <p>(2) 消防団員の確保のため、広報やPR活動を行い消防団加入促進を進めます。また消防団装備の充実の強化や訓練活動の見直しを行い消防団の魅力伝えます。</p> <p>(3) 地震災害の拠点施設である消防庁舎の移転、建替えの整備を進めます。</p> <p>(4) 救急自動車含む消防自動車の更新、整備を計画的に進めます。</p> <p>(5) 予防査察を実施し、建物や消防用設備及び危険物施設が法令に基づく基準に適合しているか検査を行い防火意識の高揚と危機管理について啓発を進めます。</p> <p>(6) 救急救命等研修を実施し、救急救命法の普及を進めます。</p>
2 防災・減災	<p>(1) 滝上町地域防災計画及び水防計画等を法改正に合わせて適宜見直すとともに、緊急時の行動計画マニュアル等を整備します。</p> <p>(2) 緊急時における全住民に対する効果的な連絡システムを検討し、住民の災害に対する危機意識を高めます。</p> <p>(3) 緊急時の対応について住民の理解を深めるための啓発活動と防災訓練を実施します。</p> <p>(4) 緊急時の避難場所を確保し、住民に避難場所がわかるようにするとともに、地域による避難行動の仕組みを整備します。</p> <p>(5) 防災資機材及び非常食を計画的に整備し、十分な確保に努めます。</p>

推進施策	施策内容
2 防災・減災	(6) 「避難行動要支援名簿」を活用し、福祉部局と連携し、住民助け合いによる地域防災体制の整備を推進します。
	(7) 防災マップ（洪水ハザードマップを掲載）を作成し、住民の円滑かつ迅速な避難方法を確保します。

**現状と課題**

道路環境の改善、自動車の安全装備の充実により、交通事故は減少の傾向にありますが、高齢運転者が要因となる交通事故の割合は増加傾向にあります。

交通安全に関しては、行政はもとより、住民一人ひとりが取り組む必要があり、交通安全に対する住民意識の向上、運転者の安全運転に対する意識を向上させるような新たな取り組みが必要です。

交通事故の防止に向けて、関係機関、団体との協力のもと、交通安全事業を実施し、住民に対して交通安全の啓発を行う必要があります。

全国的に高齢者に対する特殊詐欺の巧妙化や子どもに対する犯罪も増加している状況にあり、地域及び関係機関と連携し、防犯体制や防犯活動の実施、地域で見守る体制を構築する必要があります。

消費生活において表面化する問題は、広報等による意識啓発により減ってきている状況にありますが、更に複雑化、多様化する不法な取引に注意していく必要があります。また、消費者行政の充実により、被害報告が減少の傾向にありますが、被害が増えないよう地域住民への意識啓発の継続が必要であり、特に多様化する不法取引に対応する情報提供を充実させていく必要があります。

**将来像**

1. 子どもから高齢者まで、交通事故や犯罪の被害者及び加害者にならず、住民が安全安心に暮らすことができている。
2. 多様化する不法取引等の情報が住民に周知されている。

**主な施策**

推進施策	施策内容
1 交通安全	(1) 関係機関、団体と情報共有、連携して交通安全・事故防止の活動を実施します。
	(2) 交通安全に関する啓発を継続して実施し、住民の交通安全意識の向上に努めます。



推進施策	施策内容
2 防犯	(1) 防犯に関する啓発を継続して実施し、住民の防犯意識の向上に努めます。
	(2) 関係機関、団体と連携して、防犯体制の強化に努めます。
3 消費者保護	(1) 住民・関係機関と協力して悪質訪問販売等の情報提供や近隣での見守り活動を推進します。
	(2) 担当職員が研修により専門知識を習得し、防止対策と相談体制の強化を図ります。
	(3) 道消費生活センター等関係機関と連携し、被害者の適切な救済を図ります。



## 現状と課題

情報通信技術（ICT）は著しい発展を遂げ、スマートフォン、タブレット等の携帯情報端末の普及や Wi-Fi 等の新たな通信技術により一層多様化し、私たちの生活や経済・産業活動に欠かせないものとなっています。現在、情報通信技術の高度化、高速大容量化が進んでおり、多種多様でハイレベルなサービス要件が求められるとともに、誰もが多様な情報通信技術を活用できる通信網の整備が求められています。

本町では、平成 22 年度から町内整備希望地域全域に FTTH 網※を整備し、IRU 契約※により民間電気通信事業者に貸し出し、超高速の光ブロードバンドサービスを開始しました。これにより、都市部との情報基盤の格差が解消、住民が情報化の利便性を享受できるようになりました。

今後は、機器の更新などの維持管理経費が大幅に増加することが予想されるため、財政負担の増加を懸念し光ファイバーケーブルの民間事業者への譲渡を検討し経費の低減を図ります。

パソコン、スマートフォン、タブレット等スマートメディアの活用を促進し、防災や生活の利便性につながる情報通信技術の利活用を推進していきます。

平成 23 年の地上デジタル放送完全移行にともない、地理的特性、電波の特性上、地上デジタル放送難視聴地域が点在することが予想されたことから、それら地域の難視聴解消のため平成 22 年度に整備した光ケーブルを利用し、難視聴対象各戸へ地上デジタル放送を町の自主運営により再送信する環境を整え、難視聴世帯の解消を図っており、今後も引き続き実施していく必要があります。

令和 5 年からは上紋峠周辺の携帯電話の不感地帯の解消に向けて整備を進めております。しかし未だに不感状況があることから引き続き関係機関への働きかけを行っていく必要があります。

### ※ FTTH 網

光ファイバーケーブルを一般個人の家屋に直接引き込んだネットワーク回線網。

### ※ IRU 契約

自治体が通信設備を通信事業者に貸し出す際、契約や協定によって確定される長期的かつ安定的な使用权のこと。（破棄し得ない所有権）

## 将来像

1. 希望する誰もが超高速なインターネット接続ができる環境が整っている。
2. どこでも携帯電話がつながり、災害や緊急時の通信手段が確保されている。
3. 情報通信技術（ICT）が活用され、便利で快適な生活ができています。

## 主な施策

推進施策	施策内容
1 情報通信 基盤	(1) 地域間の情報通信格差を是正し、地域産業活動の振興と住民生活の利便性向上を図るため、情報通信基盤の整備・保全を行います。
	(2) 住民が情報を主体的に利活用できるよう、スマートメディアを活用する機会を増やし魅力・利便性を伝えるとともに、防災、健康増進をはじめとした住民生活の多くの分野での利活用を促進します。
2 テレビ難 視聴対策	(1) 地上デジタル放送難視聴地域への再送信を引き続き行っていきます。
3 携帯電話	(1) 携帯電話不感地帯解消のための関係機関への働きかけを引き続き行っていきます。

**現状と課題**

土地は、将来にわたって住民の生活、産業の営みなど、あらゆる活動の基盤をなす貴重な財産です。まちづくりを進めるにあたっては、計画的な利用に努め、環境との調和による秩序ある整備を行う必要があります。

都市計画区域（市街地）においては、「滝上町都市計画マスタープラン」※に基づき整備を行っていく必要があります。

町内の一部の地域において地籍調査を実施しておりますが、土地の流動化や有効利用を促進するため引き続き地籍修正及び再調査を継続する必要があります。

**※滝上町都市計画マスタープラン**

長期的視点にたった滝上町都市計画区域（市街地）の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする方針を定めたもの。

**将来像**

1. 「滝上町都市計画マスタープラン」に基づき、整備が図られている。
2. 登記簿、登記図面、現地境界が一致し、明確化されている。
3. 土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図が整備されている。

**主な施策**

推進施策	施策内容
1 土地利用	(1) 土地の適切で有効な利用を推進するため、登記簿上や現地面積等に錯誤がある土地について、地権者と協議を進め、随時地籍の修正を実施し、環境と調和した秩序ある整備を進めて行きます。
	(2) 継続的な地籍の再調査について、補助金を活用しつつ随時再調査を行うことで、登記簿・登記図面・現地境界を一致させ、土地取引及び公共事業の円滑化のため、地籍の明確化を図って行きます。

## 第4章 教育・文化『地域が育む教育の充実』

### 第1節 学校教育

SDGs 関連目標



#### 現状と課題

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、学校での体験活動の機会減少や、学校の臨時休校により、教育方法の見直しを迫られることになりましたが、一方でICT技術を利用した遠隔、オンライン教育が有効であることが理解されました。今後はデジタル技術を用いて、目的に応じて一斉学習や個別学習、動画教材などを組み合わせ、デジタルとリアルを融合した授業ができる環境づくりが求められます。子供への1人1台端末を引き続き実施し、ハード、ソフト共に充実させていくとともに、先生の働き方改革に利用できるICT環境を整える必要があります。

人・モノ・金・情報が国や地域を超えて世界規模で結びつき、世界の一体化が進むグローバル化が進展する中で、様々な国の人々が来日し又は外国に行く機会が増え、異文化理解や異文化コミュニケーションがますます重要になります。英語を学習するだけでなく、外国語を用いたコミュニケーションの機会を学校でつくるとともに、日本、滝上町の歴史や文化を学び、愛郷心を育むことで、他国の理解と尊敬する心を養い、グローバル化に対応できる人材を育てる必要があります。

学力、体力の向上については、「全国学力・学習状況調査」や、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を基に北海道教育委員会、学校、家庭、地域と連携して、子どもたちの学力・体力の向上に向けた取組みを進めていく必要があります。また、家庭や地域社会が教育の場として十分な機能を発揮することなしに子供たちの健やかな成長はあり得ないことから、学校と地域住民、保護者が力を合わせて子供達の学びや育ちを支援するため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を開催し、地域、保護者の意見をいただく機会を作る必要があります。通学路についても点検を行い、地域と連携して安心安全な環境を作らなければなりません。

小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する際の不登校等の諸問題や、小学校から中学校への接続を円滑に行うために学校間の連携を図る仕組みづくりが大切です。子供が抱える問題は多様化、複雑化しており、誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者を思いやることができる教

育環境を個々の状況に合わせて整備しなければなりません。特別な支援が必要な子供に関しては、学校や関係機関と連携し、本人や保護者の意向を最大限尊重した在籍学級の決定や一人一人の障がいの状態等に応じた切れ目のない一貫した指導や支援の充実を図っていく必要があります。

児童生徒が減少する中で、今後の学校の在り方については、国の動向や町内の状況等を確認しながら検討する必要がありますが、よりよい学びの場を子供たちに切れ目なく提供するために、現存施設の老朽化対策も進めて行かなければなりません。

町内には高等学校がないことから、保護者の経済的負担の軽減を図る取り組みを行い、教育を受ける機会が失われないように支援を行っていく必要があります。

## 将来像

1. 基礎的な学力と技能や体力、社会の変化に対応できる教育が行われている。
2. 郷土の歴史・文化や自然などを学ぶ学習機会が確保されている。
3. 特別な支援を必要とする児童生徒の自立と、積極的な社会参加に向け、一人ひとりの能力・個性に応じた教育環境が整備されている。
4. 地域と一体となった学校づくりが行われている。
5. 義務教育から高校教育まで希望する者が安心して教育を受けられる環境が整備されている。
6. 児童生徒が、快適に教育が受けられるよう施設や設備が整備されている。

## 主な施策

推進施策	施策内容
1 教育内容の充実	(1) 一人一人の可能性を引き出す教育を推進します。
	(2) 自然豊かな滝上を感じ、郷土を学ぶ機会を創出します。
	(3) ICT を適切に活用した教育を推進します。
	(4) 英語指導助手を活用し英語教育を充実させます。

推進施策	施策内容
2 教育環境の充実	(1) 幼児教育・高等学校教育との連続性に配慮しつつ、小中9年間を見通した一貫した考えにたった教育活動の充実を推進します。
	(2) 安心・安全に学ぶことができる教育施設を整備します。
3 特別支援教育の充実	(1) 関係機関と連携して障がい等のある児童生徒への支援を充実させます。
4 子どもの安全安心	(1) 地域と連携した安全・安心な環境の整備を図ります。
	(2) 子どもの放課後の居場所を確保するため、放課後子ども教室を設置します。
5 高校教育支援及び高等教育支援	(1) 修学に係る保護者の経済的負担を軽減し、教育機会を得るための支援を行います。
6 学校と保護者、地域住民が一体となった学校づくり	(1) 読書の楽しさや素晴らしさを体験してもらうための取組みを学校と連携して行います。
	(2) 学校運営について、地域の方に理解していただく機会をつくります。



## 現状と課題

社会教育は、生涯を通じた学びの場を提供するとともに、地域コミュニティの形成や家庭教育支援のほか趣味や教養の向上、文化やスポーツの振興などの役割を担い様々な事業を行ってきました。

近年は、人口構造の変化や価値観の多様化などにより各種サークル活動が減少しており、スポーツ、芸術文化等を支える基盤の脆弱化が懸念されています。

社会教育には家庭教育をはじめ生涯の様々なステージにおける学びの機会をつくることや人と人との絆の形成などが求められています。

生涯を通じて健康な身体と豊かな心を育むことは、明るく生きがいに満ちた生活を送る上でも欠かすことができません。健康づくり・体力向上に対する住民のニーズは高く、より身近で気軽に楽しめる運動環境の充実が求められており、運動指導、各年代層への運動教室といった体力向上・健康づくりのための体制づくりが課題となっています。地域が一体化してスポーツに親しむ各種住民大会は高齢化や人口減少により参加人数が減少傾向にあるため、多くの住民のみなさんに楽しみながら参加してもらえるような工夫が必要とされています。

また、文化芸術活動は、人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであると同時に社会全体を活性化する上で大きな力となるものです。文化や芸術活動を行う団体やサークルへの支援、または各世代のニーズの掘り起こしを行う必要があります。自主企画事業などの活用を促進し、住民の実現したい体験を支援します。

図書館では、住民のニーズに沿った資料収集に努め、子どもの読書力を高めるため、子育て世代における親子で読書に親しむための環境づくりや読書振興につながる事業を行います。

社会教育を通して、住民同士の交流の場や地域住民がこれまで学んだことを地域に還元する場をつくることにより、地域のコミュニティの活性化を図っていくことも社会教育の重要な役割です。多様なニーズを把握し、より多くの住民が関心を持って参加できる社会教育事業を展開するため、社会教育委員やスポーツ推進委員と連携する必要があります。



社会教育の拠点となる文化センターやスポーツセンター等の社会教育・体育施設の利用促進を図り、利用者が支障なく利用できるよう施設の維持補修を行っていく必要があります。

## 将来像

1. 生涯の各期（乳幼児期から高齢期まで）の様々なニーズに合った学びの場が提供されている。
2. 幅広い世代が文化芸術活動に接することができ、自らの感性や創造力の充実が享受できる機会がある。
3. 社会教育施設が積極的に利用され、誰もが体力やライフスタイルに応じて体を動かす習慣づくりができる場を提供し、継続的なスポーツ・健康増進活動の充実が図られている。
4. 各種スポーツ行事の開催や運動指導、スポーツ公園の管理運営を一体的に実施する体制があり、スポーツの振興が図られている。
5. 図書館には、住民のニーズにあった図書や資料が整備され、利用者が快適に利用できる空間が維持されている。
6. 社会教育施設が計画的に改修・改築によって整備され、安全に利用できるようになっている。

## 主な施策

推進施策	施策内容
1 生涯学習	(1) ライフステージ毎にそれぞれのニーズに合った学ぶ機会の充実を図ります。
	(2) 学校や各種団体との連携により幅広い世代に即した感性や創造力の充実が享受できる事業を実施します。
	(3) 図書館においては地域住民のニーズに沿った資料収集に努め、リクエストに対応し、住民の読書意欲を高めます。

推進施策	施策内容
1 生涯学習	(4) 子どもの読書力を高めるために読みきかせや移動図書を実施します。
	(5) 住民同士が学び合うコミュニティの場を提供します。
	(6) 世代間の交流を促す取組みを推進します。
2 芸術・文化・スポーツの振興	(1) 誰もが体力やライフスタイルに応じて体を動かす習慣づくりができる場を提供し、継続的なスポーツ・健康増進の充実を図ります。
	(2) スポーツ施設の管理とスポーツ推進事業を一体的に行う体制を整備し、事業の充実を図ります。
	(3) 文化や芸術活動をする団体を支援し、住民に文化や芸術に触れる機会を提供します。

## 第5章 協働 『住民が主役のまちづくり』

### 第1節 まちづくり

#### SDGs 関連目標



#### 現状と課題

本町は、童話村構想に基づき、CI（シティ・アイデンティティ）※を設定し、持続可能な自治体運営を目的としてテーマを持ったまちづくりを進めるため、「童話」という言葉の優しいイメージと結び付けて「いきいき 町わくわく 童話村たきのうえ」をキャッチフレーズとし、町内外に広くアピールしながらまちづくりに取り組んできました。童話村構想の本質は、自然や産業、風土、街並み、人など、地域のあらゆる資源を活かして町のイメージを際立たせ、住んでいる人も訪れる人も「いきいき・わくわく」するようなまちづくりを住民が主体となって進めるもので、町が推進している住民との協働のまちづくりに通じるものです。

しかし、「童話村」という言葉のイメージがまちづくりの方向性と結びつけにくく、これまで「協働」を目的とした各種施策及び事業により、行政と住民が一体となった協働のまちづくりに取り組んできましたが、童話村構想の理念、目的及び内容が行政も含めて地域全体に浸透していないのが現状です。

また、童話村構想は策定から30年以上経過しており、構想策定時から町を取り巻く環境も大きく変化していますが、童話村構想の「暮らしている人がいきいきとするまちづくり」の理念は、現代の人口減少という大きな地域課題への手立てにもなることから、引き続きまちづくりの基本に据えながら、時代に合致した内容に見直していく必要があります。

人口減少の中、「住み続けたくなるまちづくり」をどう進めていくのかを地域全体で考えるとともに、地域脱炭素（ゼロカーボン）※、地方創生、SDGs※と連動した持続可能な地域づくりを推進しなければなりません。

一方、人口減少や住民の高齢化により、役員の担い手不足、活動の縮小化などの問題を抱える町内会が増加しています。

町内会活動の活性化を図るため、町では「まちづくり地区担当制」により、職員を各町内会へ配置し、町内会が自主的に行う事業に対しては、補助金を交付し、町内会活動の活性化に向けた支援をしてきました。防犯、見守り、防災など町内会の

果たす役割は大きくなっており、活動を活性化させるため支援を継続する必要がありますが、「まちづくり地区担当制」については、一定の役割は果たしており、近年は制度を利用しない町内会もあることから、別の役割としての制度の検討、もしくは廃止について検討する必要があります。

町内会における自らを守る「自助」の意識付けを進める観点から、地域防災力の向上に努め、併せて活動に対する支援を行う必要があります。

#### ※CI（シティ・アイデンティティ）

その地域固有の「らしさ」により、その地域ならではの魅力や独自性を活かして一貫性や統一感をもって地域外にアピールし、地域のイメージを定着させるとともに、住民の地域への郷土愛を醸成するもの。

#### ※地域脱炭素（ゼロカーボン）

2050年脱炭素社会の実現に向けて、地域住民が主役となって再生可能エネルギー等の地域資源の活用しながら、防災や生活環境等の地域課題の解決に取り組むもの。

#### ※SDGs

世界のリーダーにより2015年の国連サミットで採択された2016年から2030年までの持続可能な開発に関する国際目標。「貧困」「健康」「教育」「経済」「環境」「平和」など17のゴール（目標）と169のターゲットで構成される。

### 将来像

1. 住民、民間事業者、行政が協力した、協働のまちづくり（童話村構想）が実現されている。
2. 持続可能な開発目標（SDGs）を活用した計画が実施されている。
3. 町内会活動が維持され、地区内でのコミュニケーションが図られ、安心して快適に暮らすことができている。

## 主な施策

推進施策	施策内容
1 まちづくり	(1) 童話村構想を核とした協働のまちづくりを推進します。
	(2) 世界の普遍的な国際目標である、持続可能な開発目標（SDGs）の推進に努めます。
	(3) 様々な機会や手法を活用した、幅広く住民の声を聞く体制を構築し、まちづくりへの反映に努めます。
	(4) 本町の豊富な森林資源を背景とした従来のカーボン・オフセットや木質バイオマスエネルギー活用に加え、太陽光等の再生可能エネルギー導入及び省エネルギー化により、更なる温室効果ガス削減及び地域脱炭素（ゼロカーボン）を推進します。
2 自治活動	(1) まちづくり地区担当制について、制度の見直しを行い、新たな制度による地域と行政のさらなる連携強化を進めます。
	(2) 町内会における地域防災力の向上に努め、併せて活動に対する支援を行います。



## 現状と課題

本町は、町外の自治体と様々な交流事業を行っており、交流を進めることにより、経済的、社会的、文化的な側面で大きな効果をもたらしています。

高知県越知町とは、児童及び団体等の相互交流を20年以上にわたって実施しており、互いのまちの歴史・文化の学びを通じて、児童の郷土愛の醸成や人材育成などに寄与しています。今後は、住民同士の多分野にわたる発展的交流や経済交流など、これまでの取組みを基礎として更なる発展的な取組みを行っていく必要があります。

その他、芝ざくらや七面鳥を通じた交流事業にも取り組んでおり、互いの地域振興に向けて取組みを継続していく必要があります。

その他の地域間交流として、交通網の発達、働き方の多様化、インターネットの普及、ふるさと納税などを背景として、地域の魅力発信や滝上を応援していただく方の獲得に積極的に取り組んでいく必要があります。

移住定住対策は、人口減少対策や産業の担い手確保、町の活性化につながる重要な施策であり、移住定住先として滝上が選ばれるための取組みを進めなければなりません。

これまで、「ちょっと暮らし住宅※」の提供や、各分野において「地域おこし協力隊※」の募集・活用に積極的に取り組んでおりますが、今後は、より「住む」・「働く」が連動した対策を検討し、移住定住につながる支援体制を充実させていく必要があります。

また、近年、町内のあらゆる分野において人材不足・担い手不足が大きな課題として生じており、移住定住施策と担い手確保を連動させた対策も重要さを増しています。そのため、移住定住対策に「担い手確保」の要素も加え、町内各分野が連携して町外・町内の就業者の募集・確保対策に取り組んでいかなければなりません。

### ※ちょっと暮らし住宅

滝上町への移住の検討を目的として短期滞在する者に、町内での生活を体験する機会を提供し、移住の促進を図ることが目的の住宅。

### ※地域おこし協力隊

都市地域から過疎地域に生活の拠点を移した者を、「地域おこし協力隊員」として町が委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域おこしの支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組み。

## 将来像

1. 交流により、視野が広められ町内経済の活性化につながっている。
2. 多様な人材が地域の担い手になっている。

## 主な施策

推進施策	施策内容
1 地域間交流	(1) 友好交流町の高知県越知町との交流を継続し、郷土にこだわった人材育成や、地域資源である「ヒト・モノ・コト」がつながる地域間交流を推進します。
	(2) 地域の資源を活用した地域間交流により、地域活性化及び経済活動につながる事業を推進します。
2 移住定住	(1) 人口減少対策及び担い手不足対策として、様々な手法を用いた移住定住対策を推進します。
	(2) 産業分野におけるインターン制度等による就業体験や、就業も含めた移住モデルプランの設計など、担い手確保と連動した移住定住施策を推進します。
	(3) 町職員も含めた各分野の担い手確保対策を、各分野で連携して一体的に推進します。



## 現状と課題

行政と住民が一体となったまちづくりを推進していくためには、行政情報を住民と共有することが重要です。

町では、月1回全戸配布する「広報たきのうえ」を主要媒体として、町が実施している事業等について情報発信し、特集記事の掲載や社会教育広報「ふれあいひろば」との統合など、誌面の充実を図ってきました。近年は、パソコンやスマートフォンが普及していることから、ホームページでの配信にも力を入れています。

近年では、自治体の情報発信の手法としてSNS※の活用も注目されているため、積極的に活用し、デジタル媒体と紙媒体の両面から町内外の多くの人々へ情報を伝えるための取り組みを進めます。

行政情報の共有は、住民と協働のまちづくりを推進するための基本となるものであり、充実させていく必要があります。

行政事務は多様化、複雑化している状況のなか、新たな住民ニーズや行政課題に対応していく必要があります。そうした中で、住民と職員のコミュニケーションの機会を増やし、的確に住民ニーズを把握した上で対応に繋げ、住民が相談できる「頼られる役場」づくりに取り組むとともに、人事評価システムの運用などによる組織機構の充実を図っていく必要があります。

また、これまで行政事務の効率化を図るために電算化を進めており、今後はさらなる効率化の方策として、住民サービスの向上と職員の負担軽減に向けたDX化※を推進する必要があります。

公共施設の維持管理経費や老朽化した施設の修繕等の経常経費は増加していきながら、財源の大半を占める地方交付税は減少傾向にあるため、それに応じた予算規模による財政運営を行っていく必要があります。総合計画及び長期的な行財政運営の指針となる行財政改革実施計画を基本として財政規律を保ち、限られた財源のなかで創意工夫による効率的かつ持続可能な行財政運営に努めなければなりません。

広域連携は、これまで観光施策や福祉施策等において既に取り組んでいますが、今後、ますます行政課題が多様化、複雑化するとともに、本町単独で実施することが困難になる事業も出てくることも想定されるため、広域連携によるスケールメリ



ットを活かし、各市町村の負担を軽減しながら事業を推進する取組みが重要となっています。

#### ※SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略。インターネット上の会員制サービスの一種。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築するための場を提供する。情報発信などに活用されるツール。

#### ※DX化

デジタルトランスフォーメーション化、デジタルテクノロジーを活用することによって、ビジネスや生活をより良いものへ変革していくこと。

### 将来像

1. 住民と情報が共有されている。
2. 効率的な行政運営により持続可能な自治体経営が維持されている。
3. 各種事業に応じた広域連携が推進されている。

### 主な施策

推進施策	施策内容
1 情報共有	(1) 広報誌、ホームページ、SNS を中心に人と人がつながりあい、響きあう情報発信に取り組みます。
2 行政効率化	(1) 効率的な行政運営を図るため、行財政改革実施計画や総合計画実施計画（財政計画）に基づき、住民のニーズを的確に把握しながら、定期的な事務事業の評価を踏まえ、PDCA サイクルによる行政業務の整理及び効率化を推進します。 (2) モバイルノート PC の導入、公共施設の電子申請等、効率的な電子機器、電算システムの導入を推進します。

推進施策	施策内容
2 行政効率化	(3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）により、住民生活の利便性向上及び行政事務の効率化を推進します。
3 財政健全化	(1) 行財政改革実施計画の見直しを行い、計画に基づいた改革を推進し、財政健全化を図ります。
	(2) 基金の収益性向上を図るための取組みを実施します。
4 広域連携	(1) 各種事業に応じた広域連携を推進します。

# Ⅲ 付属資料

## 第6期滝上町総合計画後期基本計画の策定経過

### 1 総合計画策定委員会策定部会（庁内係長職会議）

- 令和5年 9月 4日 第1回産業部会
- 9月 5日 第1回生活基盤部会
- 9月 8日 第1回保健・医療・福祉部会
- 9月12日 第1回教育・文化・協働部会
- 9月19日 第2回生活基盤部会
- 9月22日 第2回産業部会
- 9月26日 第2回教育・文化・協働部会
- 9月29日 第2回保健・医療・福祉部会
- 10月 5日 第3回産業部会
- 10月10日 第3回生活基盤部会
- 10月13日 第3回教育・文化・協働部会
- 10月16日 第3回保健・医療・福祉部会
- 10月19日 第4回産業部会
- 10月26日 第4回教育・文化・協働部会
- 10月31日 第4回保健・医療・福祉部会

### 2 総合計画策定委員会（庁内管理職会議）

- 令和5年 10月24日 第1回策定委員会（全体会議）
- 11月14日 第1回総務文教部会
- 11月14日 第1回産業建設部会
- 11月17日 第2回産業建設部会
- 11月24日 第2回総務文教部会

### 3 総合計画審議会（町民有識者会議）

- 令和5年 10月17日 第1回審議会
- 11月15日 第2回審議会（総務文教部会・産業建設部会）

令和5年 12月 5日 第3回審議会（総務文教部会・産業建設部会）  
12月27日 町長へ審議結果の答申

#### 4 パブリックコメント

- 意見募集期間 令和5年12月28日から令和6年1月26日まで
- 提出意見件数 1件

○滝上町総合計画策定条例

平成 30 年 3 月 6 日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、総合計画の策定に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な行政の運営に資することを目的とする。

(計画の構成)

第 2 条 総合計画は、基本構想及び基本計画により構成されるものとする。

2 基本構想は、町の将来像及びこれを達成するための施策の大綱を示したものをいう。

3 基本計画は、基本構想を踏まえた町政の基本的な計画であり、施策の基本的な方向及び体系をいう。

(総合計画審議会への諮問)

第 3 条 町長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、滝上町総合計画審議会条例（昭和 62 年条例第 10 号）第 2 条に基づき設置する総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 町長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(総合計画の公表)

第 5 条 町長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第 6 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○滝上町総合計画審議会条例

昭和 62 年 7 月 23 日

条例第 10 号

改正 平成 21 年 3 月 12 日条例第 4 号

平成 24 年 3 月 23 日条例第 5 号

(設置)

第 1 条 滝上町の総合計画について調査審議するために滝上町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ滝上町総合計画について審議し、答申又は必要に応じて意見を具申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもつて組織する。

2 委員は、知識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問にかかる総合計画の答申をもつて満了とし、補欠委員の任期もまた同様とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(滝上町総合計画推進会議条例の廃止)

2 滝上町総合計画推進会議条例（昭和44年条例第20号）は、廃止する。

(滝上町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 滝上町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年条例第19号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成21年3月12日条例第4号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第5号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。



第6期滝上町総合計画（後期基本計画）審議会委員名簿

役職	氏名	所属	所属部会
会長	村田 隆之	滝上町社会福祉協議会	総務文教
副会長	江本 博幸	滝上林業協同組合	産業建設
総務文教部会長	鈴木 貴士	北見信用金庫滝上支店	総務文教
総務文教副部会長	因 隆博	滝上町町内会連合会	総務文教
	千葉 康志	社会福祉法人滝上ハピニス	総務文教
	藤井 修	滝上町PTA連合会	総務文教
	辻 正樹	滝上中学校	総務文教
	西 明日香	滝上町こども園父母の会	総務文教
	江本 きよ枝	滝上町民生児童委員協議会	総務文教
産業建設部会長	長屋 辰之介	紋別地区消防組合滝上消防団	産業建設
産業建設副部会長	五十嵐 崇	滝上町商工会	産業建設
	藤本 真也	JA オホーツクはまなす滝上支所	産業建設
	荒川 和也	網走西部森林管理署西紋別支署	産業建設
	小山内 澄恵	滝上町商工会女性部	産業建設
	畠山 尊行	一般社団法人滝上町観光協会	産業建設
	温水 愛	JA オホーツクはまなす滝上女性部	産業建設

令和5年10月17日

滝上町総合計画審議会会長 様

滝上町長 清原 尚弘

## 諮 問 書

第6期滝上町総合計画後期基本計画を策定するにあたり、下記の事項について諮問しますので、ご審議のうえ、答申下さいますようお願い申し上げます。

### 1. 諮問事項

第6期滝上町総合計画後期基本計画（案）の策定について

### 2. 趣 旨

平成23年度の地方自治法改正により総合計画の策定義務規定が廃止され、それ以降の総合計画の策定については市町村の判断に委ねられることとなりましたが、本町では総合的かつ計画的な行財政運営の指針とするため、町の最上位計画としてまちづくりの方向性を示すものとして、平成30年度に「第6期滝上町総合計画（平成31年度（令和元年度）から令和10年度までの10年計画）」を定め、目指すまちの将来像を「人と自然とがつながり幸せを実感できるまち～ 人いきいき町わくわく童話村たきのうえ～」としてまちづくりを進めていくこととしました。

平成31年度から令和5年度までは前期基本計画期間として、この間、人口減少や人材不足、公共サービスの維持、産業振興や生活基盤の整備等、様々な行政課題が山積している中で、目指すまちの将来像に向けて各分野で様々な施策を推進し、まちづくりに努めてきたところです。

一方、世界や国内においては、この5年間において、新型コロナウイルスの世界的大流行を契機としたこれまでの価値観や社会生活様式の変容のほか、脱炭素化やデジタル化へのシフトなど、わずかな期間に私たちを取り巻く環境が大きく変化しています。

そうした中において、「第6期滝上町総合計画後期基本計画」は、本町の今後5年間（令和6年度から令和10年度まで）の中期的なまちづくりの方向性を示すものとして、滝上町が今後も社会情勢の変化の中において、住民が幸せを実感しながら暮らすことができる「未来に向けた強いまちづくり」を住民と行政が一体となって、力強くしなやかに進めていくための計画として策定するものです。

令和5年12月27日

滝上町長 清原 尚弘 様

滝上町総合計画審議会  
会長 村田 隆之

## 答 申 書

令和5年10月17日付で諮問のありました、第6期滝上町総合計画後期基本計画(案)について、当審議会では慎重に審議を重ね、別添のとおり取りまとめましたので答申いたします。

今後も変化し続ける社会情勢に柔軟に対応しながら、住民が幸せを実感し安全安心に暮らすことができる「未来に向けた強いまちづくり」を住民と行政が一体となって取り組み、基本構想におけるまちの将来像である「人と自然とがつながり幸せを実感できるまち」を目指し、次の点に留意の上、まちづくりに取り組まれることを強く望みます。

### 記

- 1 計画の推進にあたっては、人口減少対策及び住民の福祉の増進を主眼としながら、重点施策である「暮らし」、「担い手」、「交流」、「子育て」の重点施策を中心に、まちの諸課題に対応する施策の確実な展開と、実効性のある取り組みを推進すること。
- 2 施策の展開にあたっては、まちの諸課題や住民ニーズに対応することを念頭に、進捗や実績に基づいた評価を行い、その結果に基づいて常に見直しや改善に取り組むこと。
- 3 厳しい財政運営を求められる中、創意工夫により効率的かつ持続可能な行財政運営を推進すること。

## 第6期滝上町総合計画後期基本計画

発行／令和6年3月

発行者／滝上町

編集／滝上町まちづくり推進課

〒099-5692 北海道紋別郡滝上町旭町

TEL：0158-29-2111 FAX：0158-29-3588

メール：[machidukuri@town.takinoue.hokkaido.jp](mailto:machidukuri@town.takinoue.hokkaido.jp)